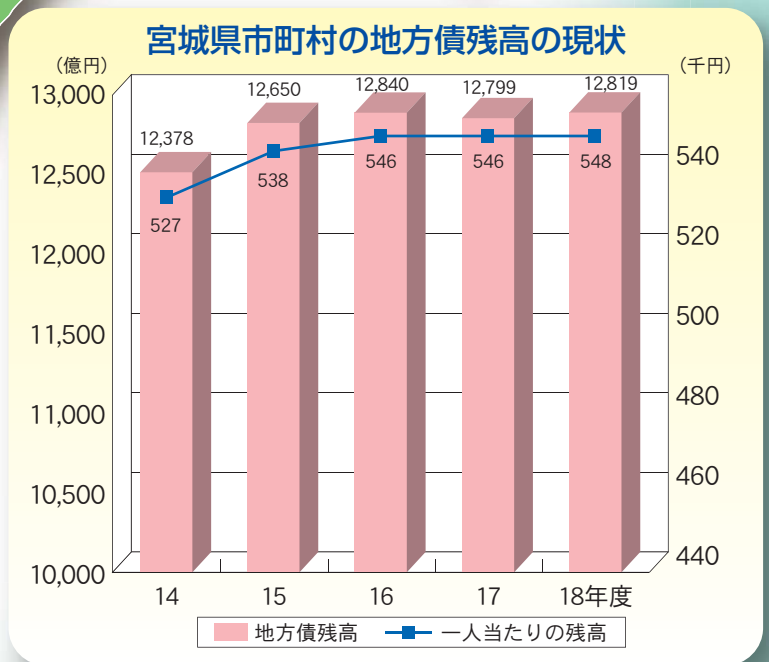
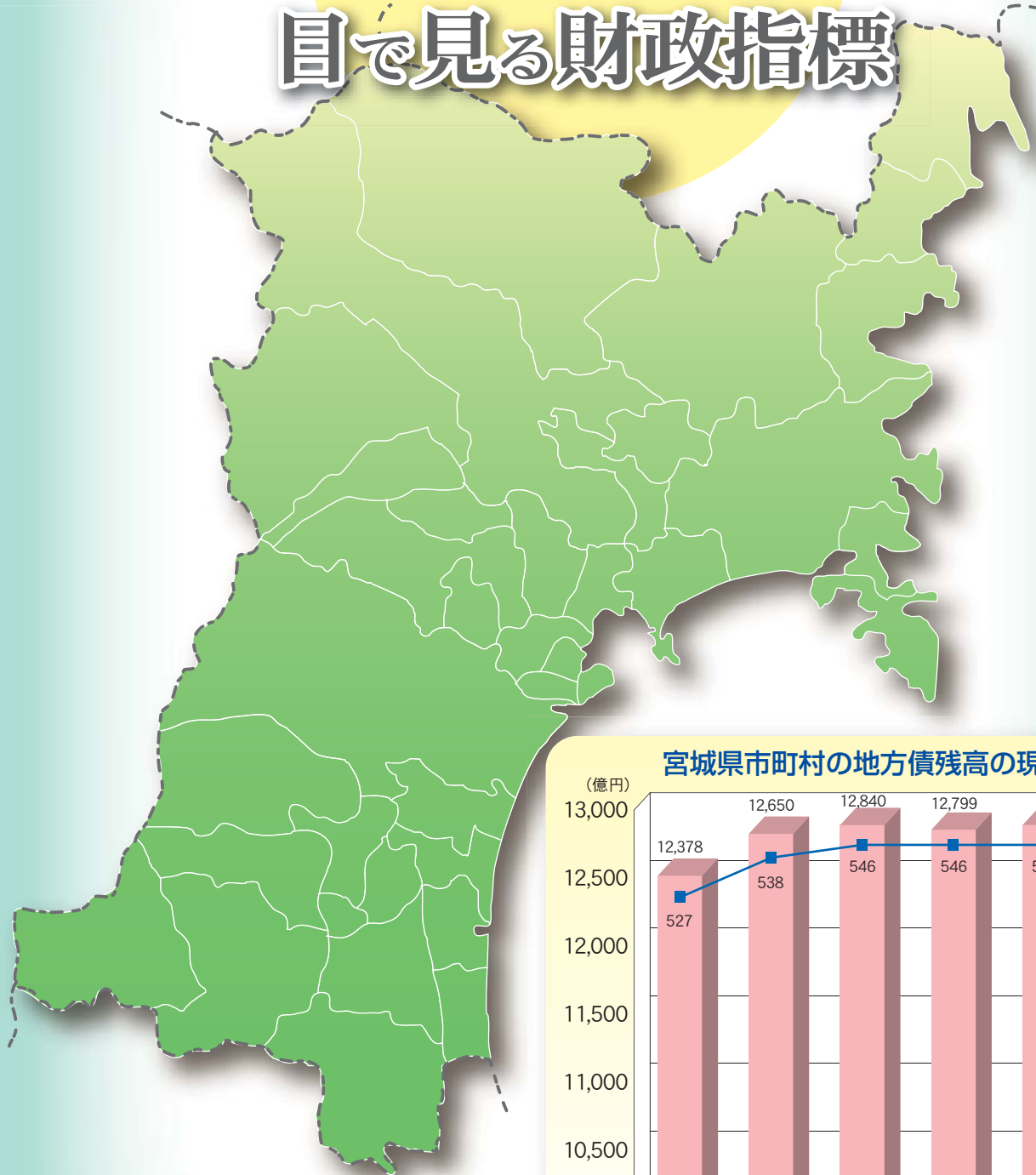


平成18年度決算

市町村財政の現況

目で見る財政指標



平成20年3月

宮城県総務部市町村課

ホームページアドレス <http://www.pref.miyagi.jp/sichouson/zaisi/menu/menu.html>

※ホームページからご覧いただけます。

も く じ

◆はじめに	1
◆市町村別普通会計決算収支の状況	2
第1章 市町村財政の推移と現状分析	
第1部 普通会計	3
1 決算規模・決算収支	3
2 歳入	4
(1) 歳入構造	4
(2) 自主財源と依存財源	6
(3) 市町村税の構成	7
(4) 地方交付税の概要	9
3 歳出	11
(1) 歳出構造	11
(2) 経費別決算額の推移	13
4 財政構造	15
(1) 経常収支比率の状況	15
(2) 実質公債費比率の状況	16
(3) 財政力指数の状況	17
(4) 将来にわたる財政負担の推移	18
5 年度間の財源調整	19
(1) 基金の状況	19
(2) 積立金現在高比率	20
第2部 公営企業	21
第3部 連結元年	25
第2章 市町村ごとの財政指標	26
第3章 財政健全化法と地方公会計の整備	31
◆新しい財政指標（健全化判断比率）について	34

はじめに

あなたをご存じですか？あなたのまちの財政運営が健全かどうかを、また、近い将来、財政破綻に陥るおそれがないかどうかを。

平成19年6月15日、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が成立し、連結実質赤字比率等の健全化判断比率の公表は平成19年度決算分から、財政健全化計画の策定等は平成20年度決算分から義務付けられることとなりました。

また、地方公共団体の財務情報をよりわかりやすく住民に開示し、財政規律を強化すべく、新しい財務書類を作成し、活用する地方公会計の整備が推進されています。

財政健全化法の成立や地方公会計の整備により、上下水道・病院などの地方公営企業をはじめ、一部事務組合や第三セクター、土地開発公社など、地方公共団体のあらゆる活動を含んだ連結ベースでの財務情報を洗いざらい開示する仕組みが整いつつあります。すでに、ホームページや広報誌等を活用し、これまでよりわかりやすい、かつ、幅広い財政状況の「見える化」に取り組んでいる市町村も見られるところです。

昨年度、北海道夕張市が現行の地方財政再建促進特別措置法のもとで「準用財政再建団体」への指定を申請して以降、地方公共団体の財政に対する世の中の関心も一層高まっています。新聞紙上でも、地方公共団体の財政悪化を伝える記事や、住民や議員の方々が各市町村の決算資料を見ながら自治体財政について学ぶ勉強会を開催している記事をよく見かけます。

これからは、より明らかになる財務情報をもとに、わたしたち住民一人ひとりがまちの財政状況を正確に把握し、それをもとにまちの将来を自ら考え自ら創る使命を帯びてくるのです。

当課においても本年度を「連結元年」と位置づけ、これまで以上に、普通会計以外の公営企業会計や、一部事務組合、第三セクター、土地開発公社などの財務情報を把握し、県内市町村と今後の財政運営について意見を交わし、必要な助言を行っているところです。

本書は、平成18年度までの県内市町村の決算の状況を、平易な説明や用語解説により、わかりやすく取りまとめたものです。本書を、あなたのまちの財政の実態を把握するとともに明日のまちづくりを考える一助としていただければ幸いです。

平成20年3月

宮城県総務部市町村課長 吉田 祐 幸

市町村別普通会計決算収支の状況

平成18年度

(単位：百万円)

用語解説

形式収支

歳入から歳出を差し引いた額。

実質収支

その年度の決算で、収支が赤字か黒字かを見るための指標で、形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源（事業の繰越によって来年度に確保すべき財源など）を差し引いた額をいいます。

単年度収支

実質収支には、その年度以前から累積された赤字や黒字の要素が含まれています。したがって、その年度の収支の赤字・黒字を判別するためには、その年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた額を算出する必要があり、この数値を単年度収支といえます。

実質単年度収支

単年度収支には、長期的に見て、実質的な黒字要素・赤字要素となる支出・収入が含まれています。

例えば財政調整基金という基金への繰出しは将来の赤字に備えて積立を行うもので、その年度では支出となりますが、後年度で取り崩せば収入となります。また、地方債の繰上償還は償還を行うその年度において、単年度としては大きな支出になりますが、後々の地方債償還に係る利息を削減することができるなど、長期的には支出を削減する効果があります。これらの要素がなかったと仮定して算出した収支を実質単年度収支といえます。

実際の算定にあたっては、単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額となります。

市町村名	歳入総額	歳出総額	形式収支	実質収支	単年度収支	実質単年度収支
仙台市	395,782	390,316	5,466	383	-21	-1,655
石巻市	58,547	57,957	590	429	-118	-1,280
塩竈市	19,088	18,698	390	374	143	123
気仙沼市	21,347	21,007	340	309	-47	106
白石市	14,873	14,431	442	428	60	89
名取市	22,325	21,872	453	375	-15	119
角田市	11,237	10,795	442	418	-25	-310
多賀城市	17,716	17,575	141	21	-70	-68
岩沼市	12,716	12,215	500	447	168	84
登米市	40,981	40,123	858	530	-103	-544
栗原市	43,815	42,867	948	760	181	55
東松島市	16,062	15,664	397	341	196	-87
大崎市	53,945	53,218	727	598	-84	-324
市計	728,434	716,739	11,694	5,413	265	-3,692
蔵王町	5,082	4,924	158	135	1	-149
七ヶ宿町	2,724	2,657	67	53	8	10
大河原町	7,196	6,978	218	145	-3	-91
村田町	5,487	5,333	154	134	37	-45
柴田町	11,173	11,087	86	78	12	12
川崎町	4,633	4,428	204	176	-73	-179
丸森町	7,470	7,275	195	142	-66	-199
亘理町	9,613	9,257	356	348	125	-271
山元町	5,562	5,219	343	266	107	-21
松島町	5,801	5,589	211	202	61	-18
七ヶ浜町	5,401	5,206	196	185	-4	-18
利府町	8,469	8,148	321	232	-3	-295
大和町	9,180	9,010	170	112	-184	-525
大郷町	3,858	3,583	275	125	-22	-182
富谷町	9,367	8,915	451	419	93	633
大衡村	3,524	3,348	176	169	-23	-61
色麻町	4,243	4,081	162	159	-4	-173
加美町	14,619	14,163	455	417	-57	143
涌谷町	6,072	6,000	72	72	37	141
美里町	10,499	10,270	229	205	46	46
女川町	7,683	7,427	256	233	39	1,073
本吉町	4,614	4,549	65	48	-17	-99
南三陸町	8,810	8,551	259	243	72	-228
町村計	161,079	155,997	5,082	4,299	180	-496
県計(仙台市含)	889,513	872,737	16,777	9,711	445	-4,188
県計(仙台市除)	493,731	482,421	11,311	9,329	466	-2,533

※上表は端数処理により、合計と一致しない場合があります。

普通会計

市町村など地方公共団体の会計は一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一律ではないため、一般行政部門を普通会計として整理しています。この他の会計には、その収支を一般会計とは分けて経理する必要がある場合に設けられる会計（各種の公営企業会計や介護保険事業会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計など）があります。

第1章 市町村財政の推移と現状分析

第1部 普通会計

1、決算規模・決算収支

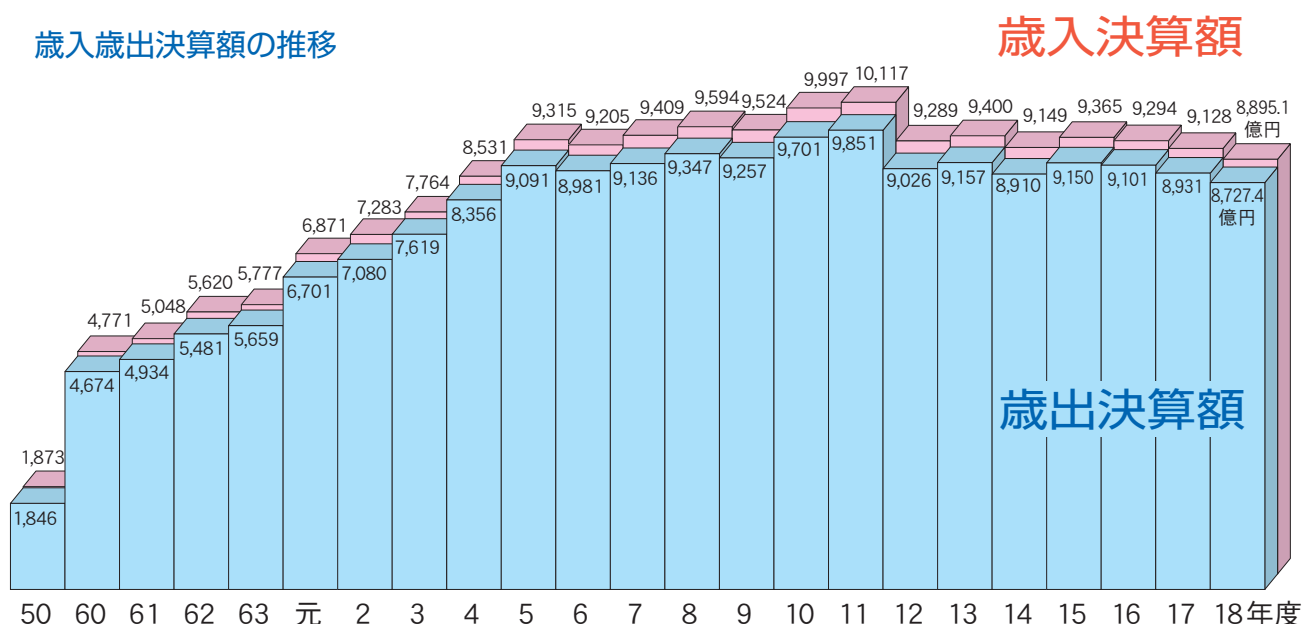
平成18年度の県内市町村の普通会計決算額は、歳入が8,895.1億円、歳出が8,727.4億円で、歳入・歳出ともに3年連続で減少しています。

実質収支は97.1億円の黒字となり、赤字の団体は前年度に引き続きありませんでした。

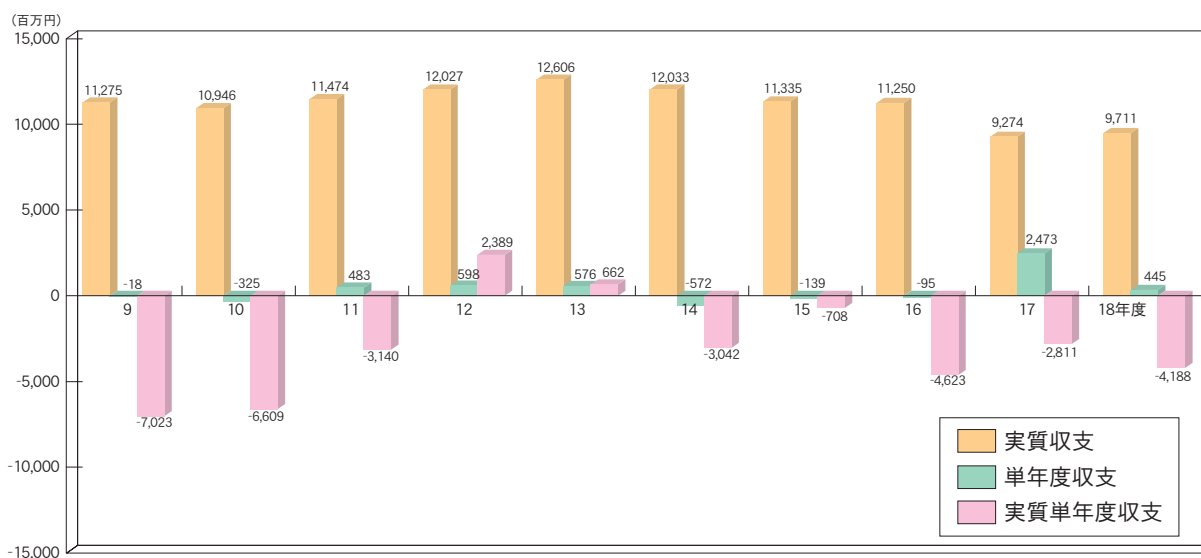
単年度収支は4.5億円の黒字となり、赤字の団体は36団体中19団体でした(前年度は20団体)。

実質単年度収支は、▲41.9億円と5年連続して赤字となり、赤字の団体は36団体中23団体でした(前年度は26団体)。

歳入歳出決算額の推移



決算収支の推移



2. 歳入

(1) 歳入構造

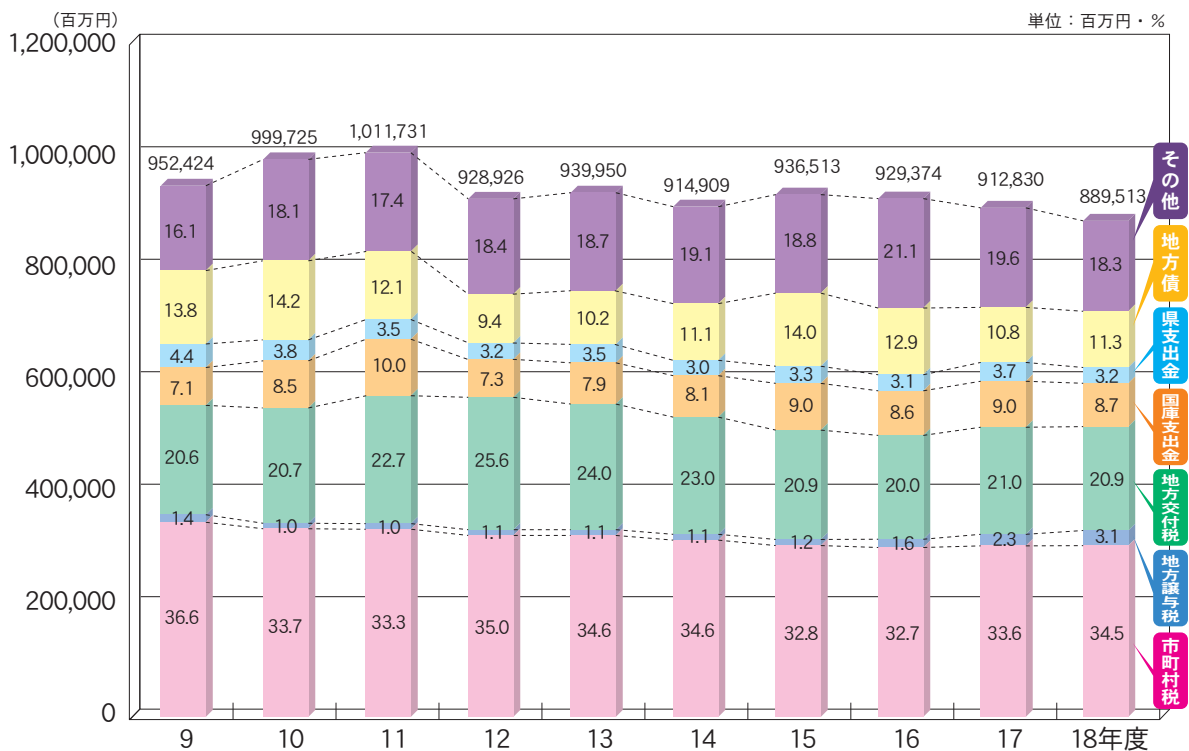
平成18年度の歳入は8,895.1億円で、前年度（9,128.3億円）と比較して233.2億円（2.6%）の減少となりました。

歳入が減少した原因については、地方交付税や国庫支出金・県支出金などの減少額が、地方税や地方譲与税、地方債の増加額を上回ったことが挙げられます。

地方債については、地方交付税の一部が振り替えられる臨時財政対策債や地域再生事業債の発行が減少したものの、合併特例債や災害復旧事業債の発行が増加したことにより、前年度と比較して20.9億円（2.1%）の増加となりました。

一方、国庫支出金や県支出金については、建設事業の減少や前年度実施された選挙や国勢調査がなくなったことなどにより、前年度と比較してそれぞれ、47.2億円（5.7%）、54.5億円（16.1%）減少しました。

歳入構成比の推移



用語解説

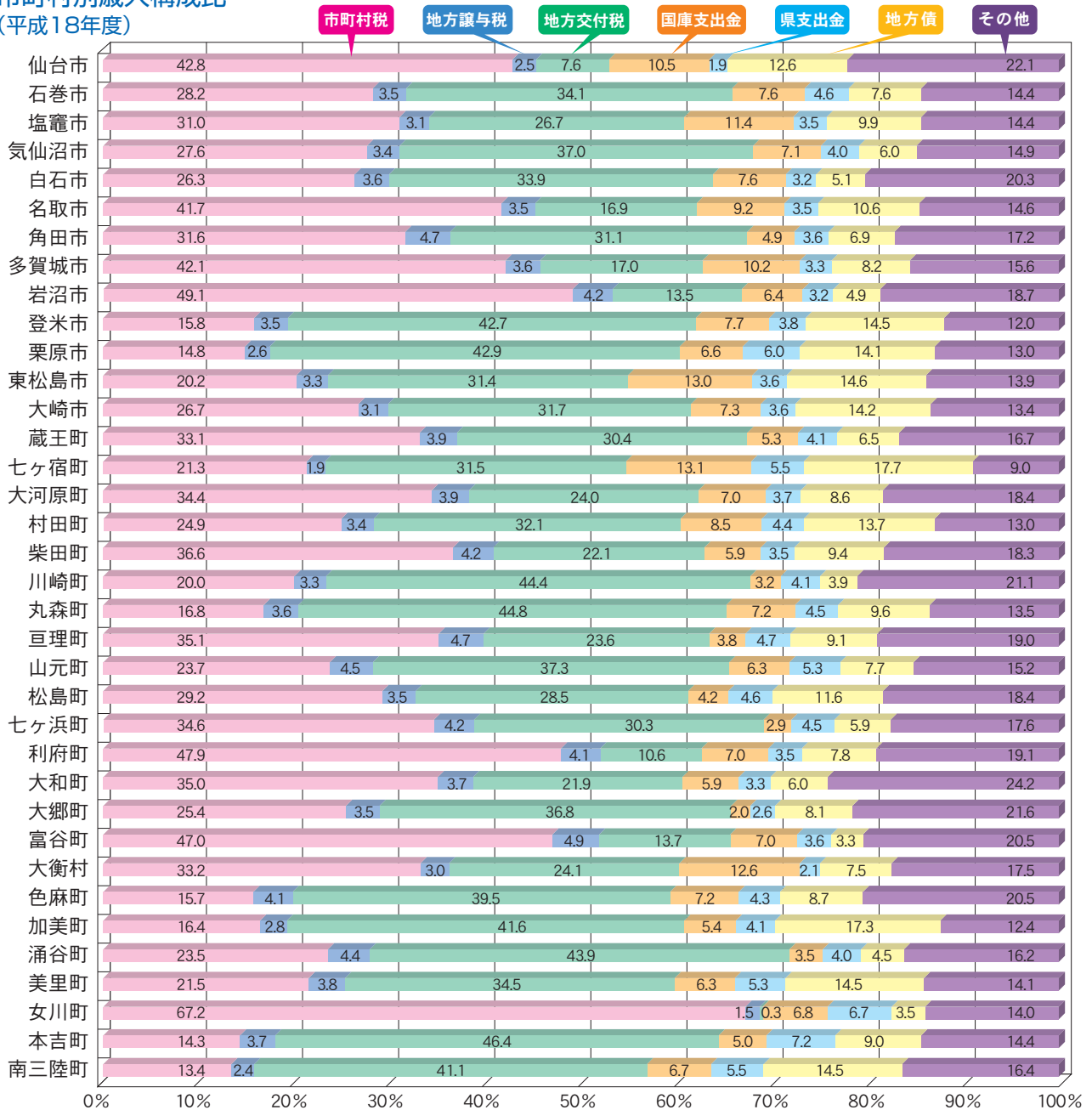
地方税 地方公共団体が仕事を進めていくために根本になる財源で、その地域に暮らし、活動し、消費している個人や法人が負担しているもの。地方税には都道府県が課税する都道府県税と市町村が課税する市町村税があります。

地方交付税 地方税は、地域によって人口や経済力に差があるため、どの地域も同じように得られるとは限りません。一方で、たとえば生活保護などは、地域の経済力に差があっても日本全国各地でも同じ内容でなければなりません。このように、一定の行政水準を保つため、地域ごとの税収の違いを補てんする地方交付税という制度があります。いわば、国による税の再配分の性格を持っています。

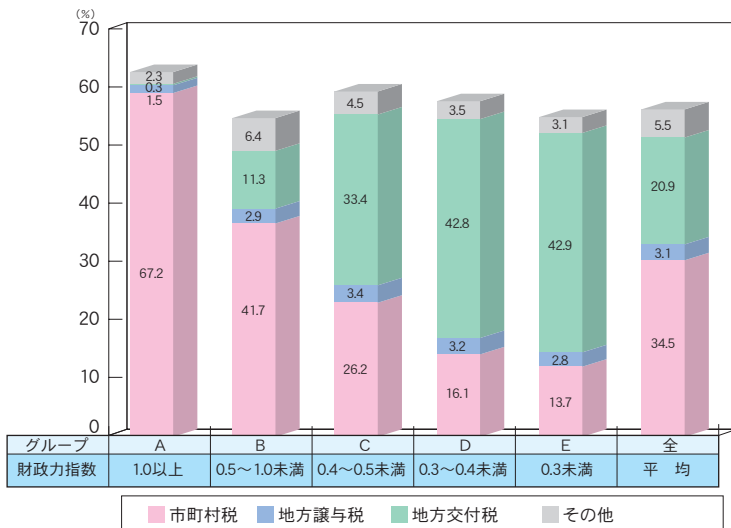
この地方交付税は、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源としています。地方交付税には、一定の算式により交付される「普通交付税」と、災害など特別の財政事情に応じて交付される「特別交付税」の2つがあります。

地方債 地方公共団体が必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が単年度でなく複数年度にわたり行われるもの。いわば、「地方公共団体の借金」です。

市町村別歳入構成比 (平成18年度)



一般財源の歳入に占める割合(平成18年度)



◎グループ別の該当団体

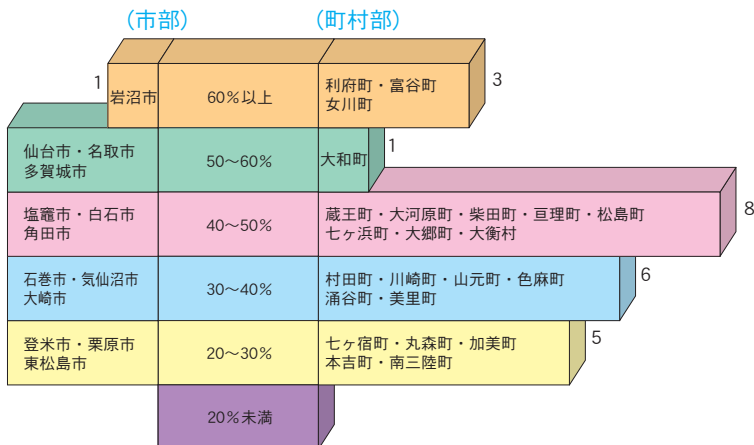
- A 女川町
- B 仙台市・塩竈市・名取市・角田市
多賀城市・岩沼市・蔵王町・大河原町
柴田町・亘理町・七ヶ浜町・利府町
大和町・富谷町・大衡村
- C 石巻市・気仙沼市・白石市・東松島市
大崎市・七ヶ宿町・村田町・山元町
松島町・大郷町・美里町
- D 登米市・栗原市・川崎町・丸森町
色麻町・加美町・涌谷町
- E 本吉町・南三陸町

(2) 自主財源と依存財源

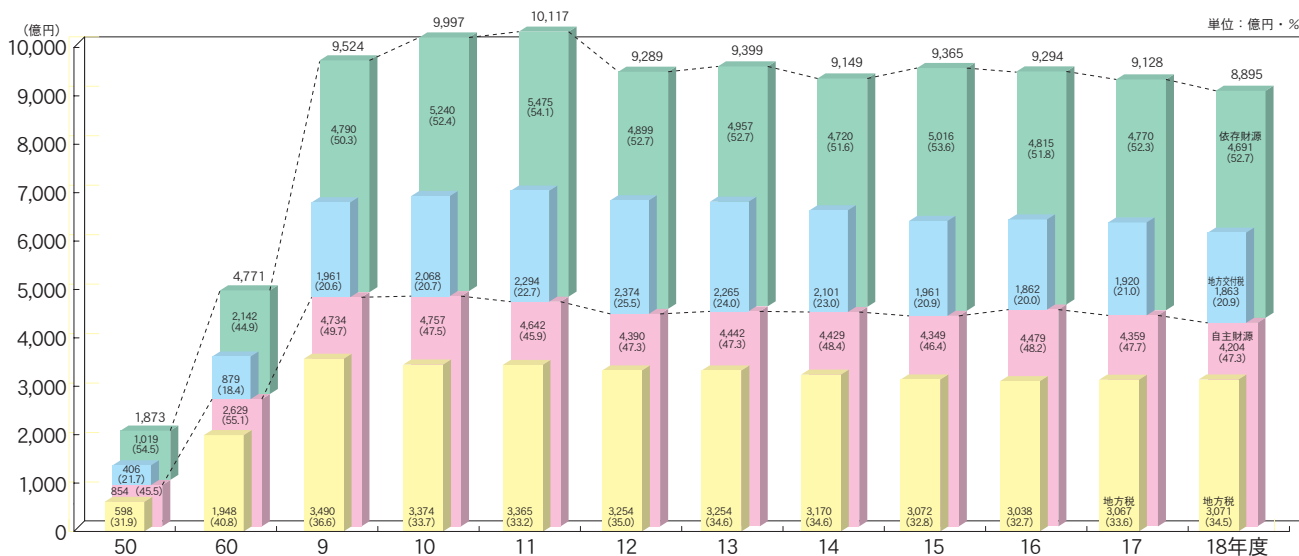
市町村の財源は、自主財源（地方税など自主的に収入する財源）と依存財源（地方交付税など、国または都道府県から交付される収入）に分けられ、自主財源の多寡は市町村の財政運営の自主性、安定性に影響を与えます。

自主財源が財源全体に占める割合は、前年度（47.7%）より0.4ポイント減少し47.3%となりました。これは、地方税が増加したものの、基金等からの繰入金が大きく減少したことによるものです。

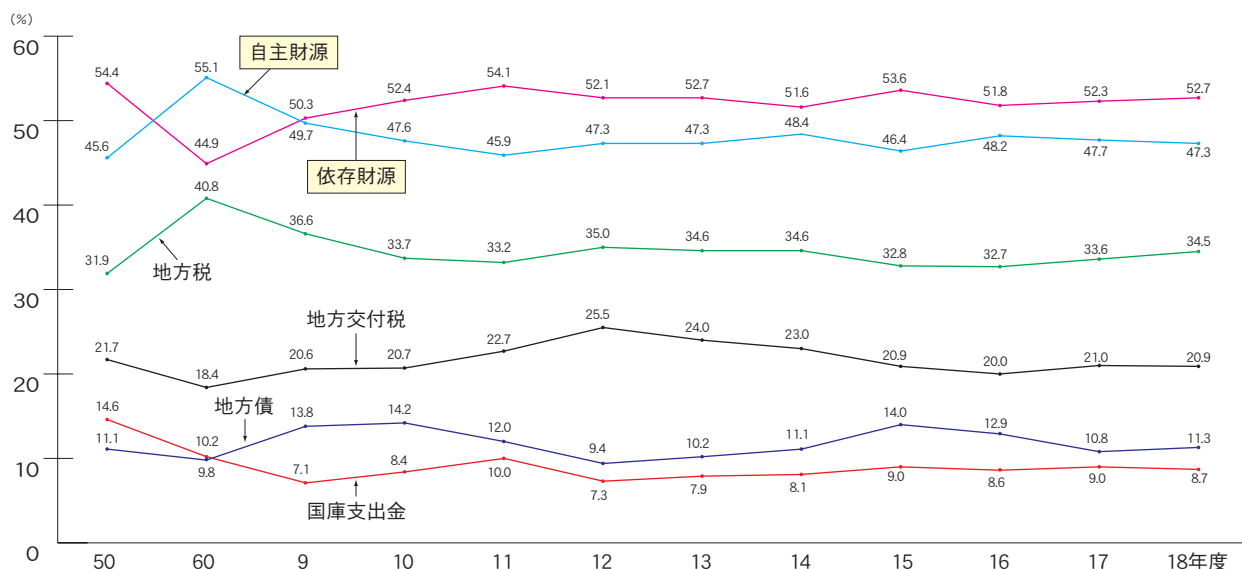
自主財源の割合別団体数（平成18年度）



歳入決算額の推移



自主財源・依存財源の割合の推移



(3) 市町村税の構成

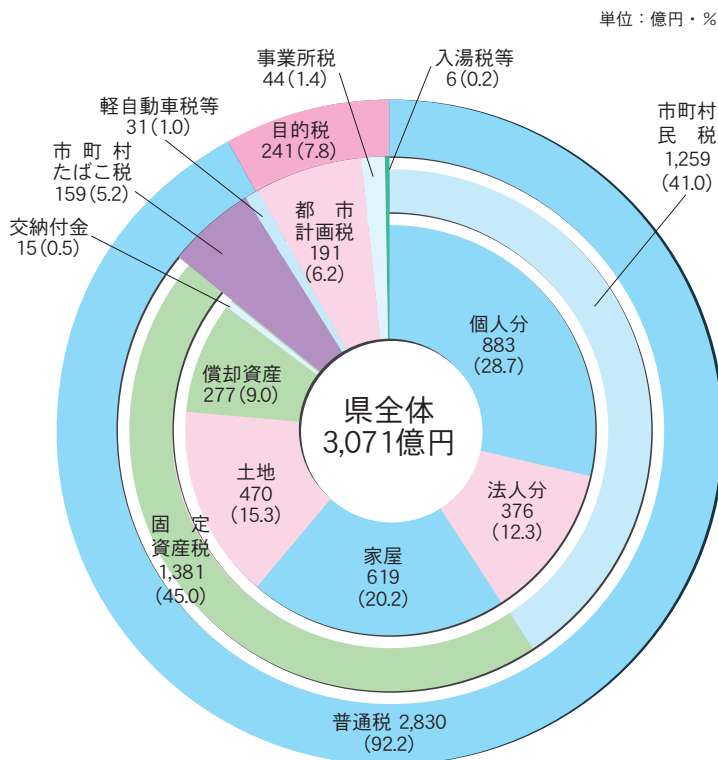
平成18年度の市町村税収入済額は、3,071億円と前年度から0.2%増加しました。これは、固定資産税で減少したものの、市町村民税などで増加したためです。

税目別に見ると、構成割合が第1位の固定資産税（45.0%）は前年度比5.6%減となりました。これは、固定資産評価替等により家屋が8.9%減、地価の下落等に伴う土地評価額の減価等により土地が2.4%減、及び資産の減少により償却資産が3.1%減となったことによるものです。

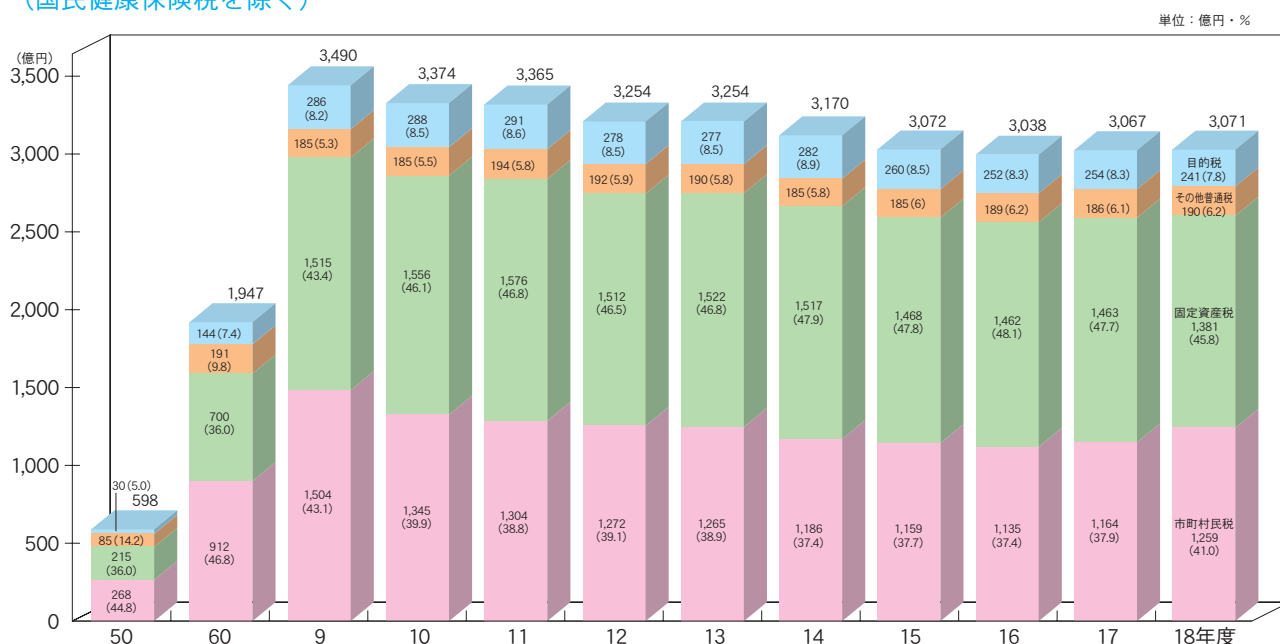
固定資産税に次ぐ構成割合である市町村民税（41.0%）は、前年度比8.3%増となりました。これは、法人均等割が0.1%減となったものの、平成18年度から適用された定率減税の縮減や老年者控除の廃止等の影響により、所得割が7.8%増となったことと、法人の業績好調等を反映して、法人税割が11.9%増となったことによるものです。

目的税については、入湯税（0.2%）が前年度比2.0%増、事業所税（1.4%）が前年度比0.6%増となり、都市計画税（6.2%）が前年度比6.5%減となっています。

市町村税の構成(平成18年度)
(国民健康保険税を除く)



市町村税収入済額(税目別)の推移
(国民健康保険税を除く)

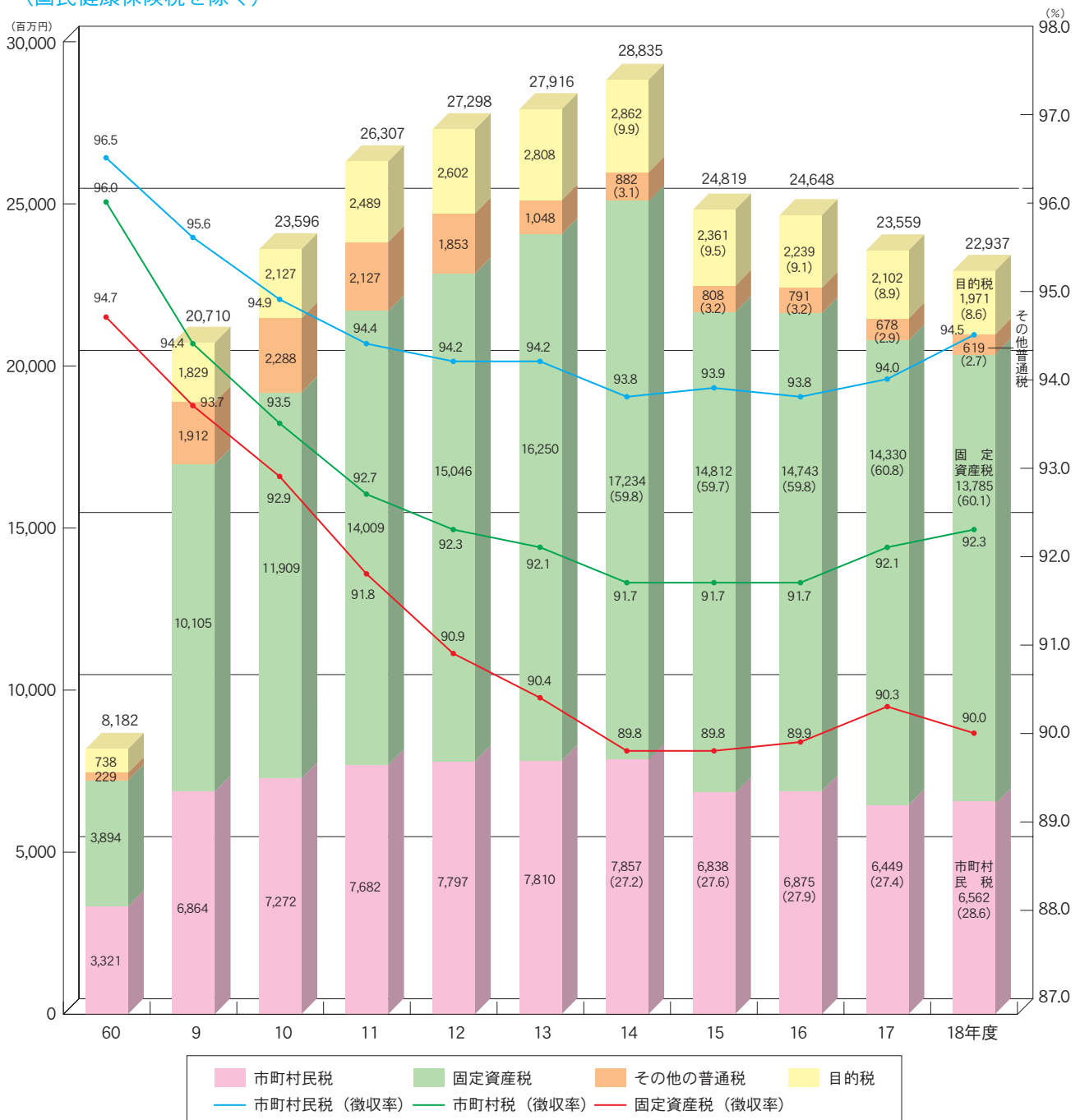


徴収実績は、県全体の徴収率が92.3%と前年度（92.1%）より0.2ポイント上回りました。各市町村別の状況については、前年度の徴収率と同率または上回った市町村数は36団体中17団体（前年度45団体中17団体）で、残りの19団体は前年度の徴収率を下回りました（平成17年度合併団体については、旧団体数値の合算による）。

主な税目別の徴収率は、市町村民税は94.5%で前年度（94.0%）を0.5ポイント上回り、固定資産税は90.0%で前年度（90.3%）を0.3ポイント下回りました。

次年度に繰越される収入未済額は、ここ数年減少傾向にあります。昭和60年度の81.8億円に比べ、平成18年度では約2.8倍の229.4億円となっています。

次年度に繰越される収入未済額と徴収率の推移 (国民健康保険税を除く)



※平成15年度以降の「収入未済額」が激変しているのは、算出方法を見直したことによるもの。

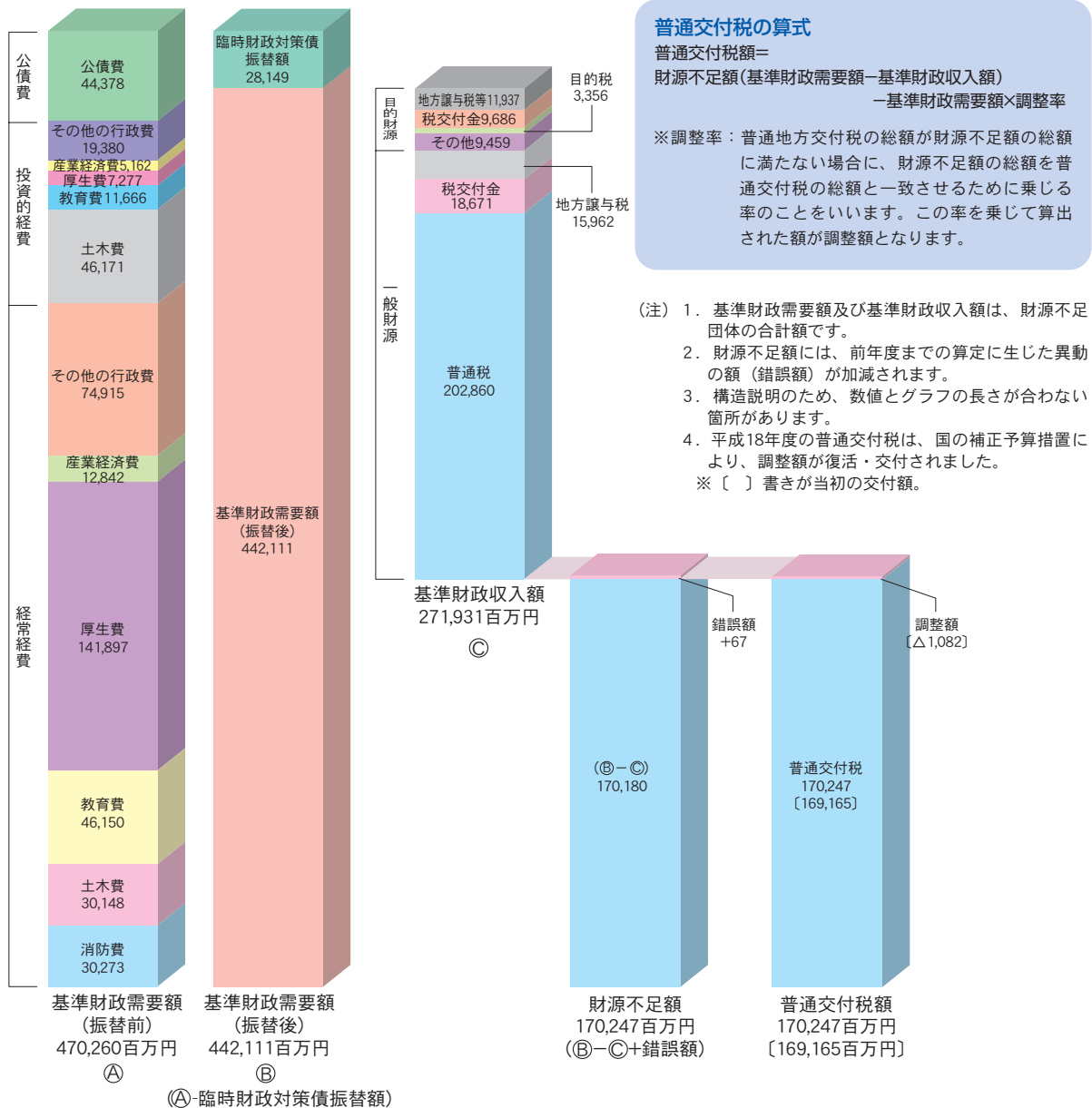
平成14年度まで：「収入未済額」＝「調定済額」－「収入済額」

平成15年度から：「収入未済額」＝「調定済額」－「収入済額」＋「還付未済額」－「不納欠損額」

(4) 地方交付税の概要

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのもので、一定の基準により、国税の一定割合を国が交付する税です。

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源はそれぞれの地方公共団体はその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税として再配分しています。



用語解説

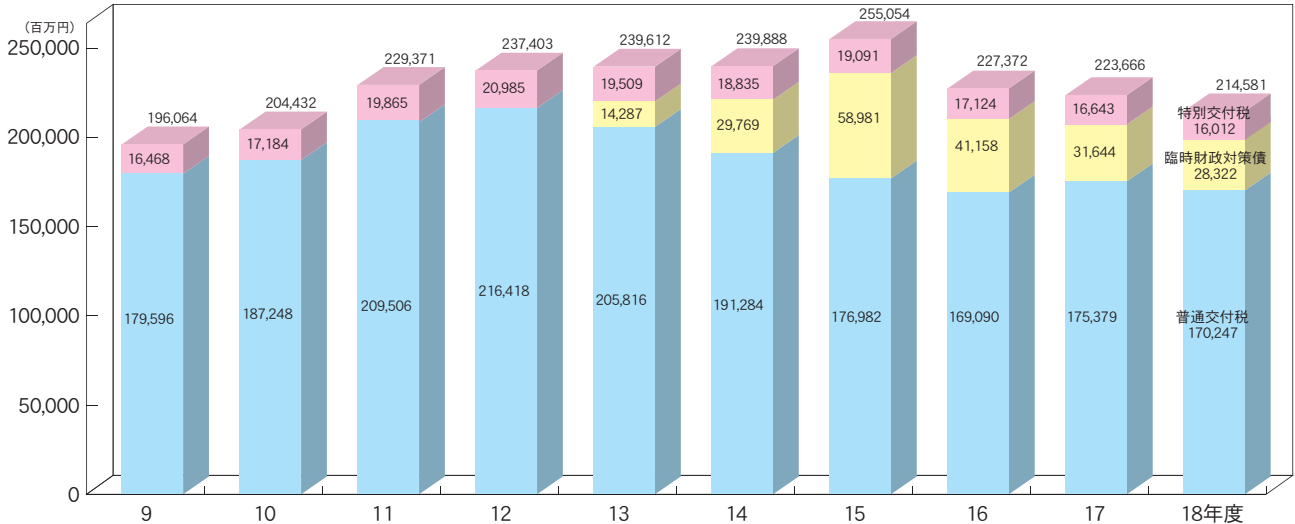
基準財政需要額 各地方公共団体が合理的、妥当な水準の行政を行うための財政需要を一定の方法によって算定した額です。

基準財政収入額 地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。標準税率で算定した地方税等の収入見込額のうち、75%の額とされています。

臨時財政対策債 地方の財源不足を国と地方が折半して補てんするための地方債のことです。平成13年度以降の地方負担分については、臨時財政対策債を発行するため基準財政需要額の一部が振り替えられています。

なお、この地方債に係る償還金は、後の地方交付税で全額補てんされることになっています。

地方交付税の推移

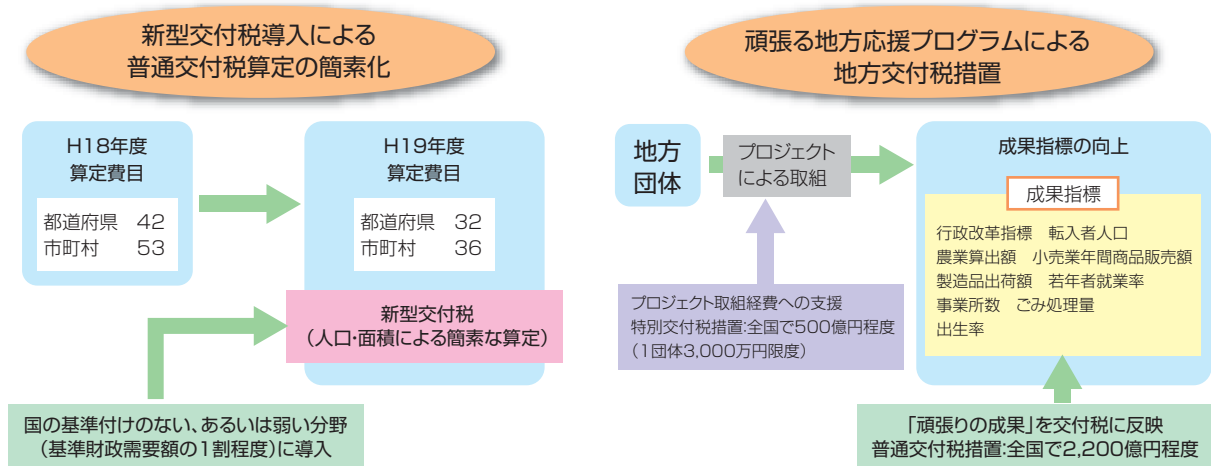


※平成 13～18 年度の臨時財政対策債は地方交付税の振り替えとしてできた制度ですが、形式としては地方債であるため、実際には借入れを行っていない市町村もあります。グラフ中の数値は「発行可能額」であり、実借入れ額と一致しません。

地方交付税額は、平成12年度をピークに減少傾向に転じましたが、これは普通交付税の算定に用いる基準財政需要額の一部が臨時財政対策債に振り替えられたためです。臨時財政対策債を含めた場合の普通交付税相当額は、平成15年度までは前年度を上回っていましたが、三位一体改革に伴い、平成16年度から減少に転じました。

● 交付税改革

これまで、普通交付税は算定が複雑であると指摘されておりましたが、平成19年度から、人口と面積を基本とした新型交付税（包括算定）を一部導入し算定を簡素化しました。また、行政改革など魅力ある地域を目指し前向きに取り組む市町村への支援として「頑張る地方応援プログラム」による新たな交付税算定が行われることになりました。



用語解説

頑張る地方応援プログラム やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税や補助事業の優先採択などの支援措置を講じるもので、平成19年度から実施されています。地方公共団体のプロジェクトについては、総務省や各地方公共団体のホームページにより公表されています。

三位一体改革 平成13年度に成立した小泉内閣において、地方分権推進に向け、国と地方の行財政システムを抜本的に変えることを目的として進められた改革。国庫補助金の廃止・縮減、税財源の移譲と合わせ地方交付税の見直しが行われ、それに伴い平成16年度の地方交付税額は、全国ペースで2兆9,000億円削減されました。

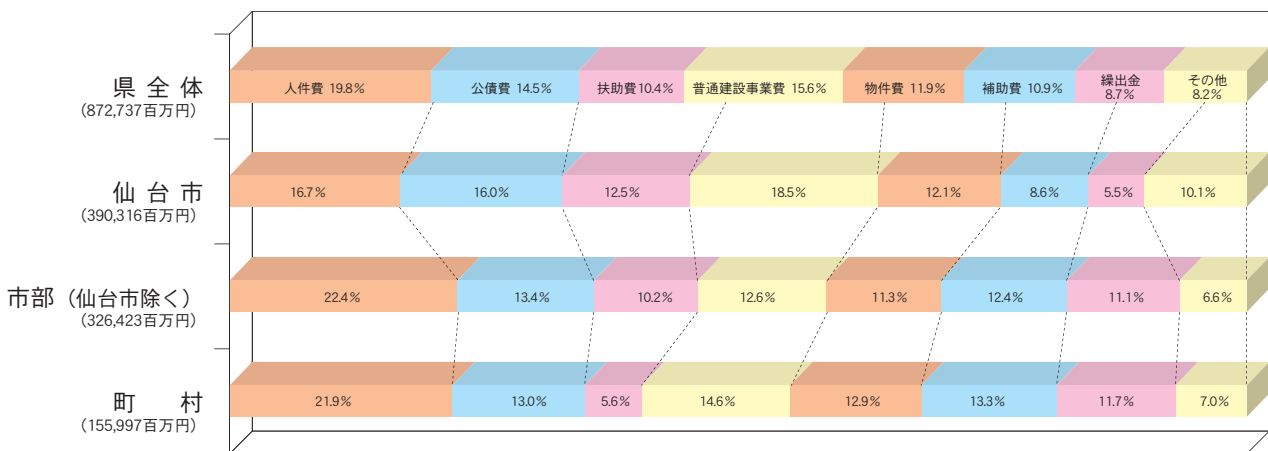
3、歳 出

(1) 歳出構造

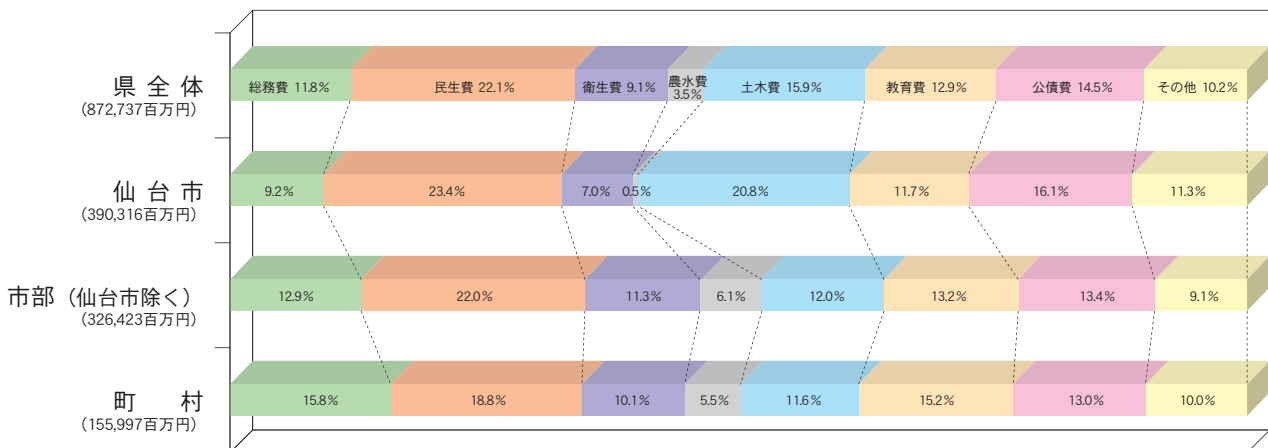
平成18年度の歳出は8,727.4億円で、前年度（8,931.3億円）と比較して203.9億円（2.3%）の減少となりました。

地方公共団体の歳出構造を分類する方法には、歳出を行政目的により分類した「目的別分類」と、歳出を経済的性質に分類した「性質別分類」がありますが、宮城県内の市町村についてはそれぞれ以下のグラフのとおりとなっています。

歳出決算の構造(平成18年度)
(性質別)



(目的別)

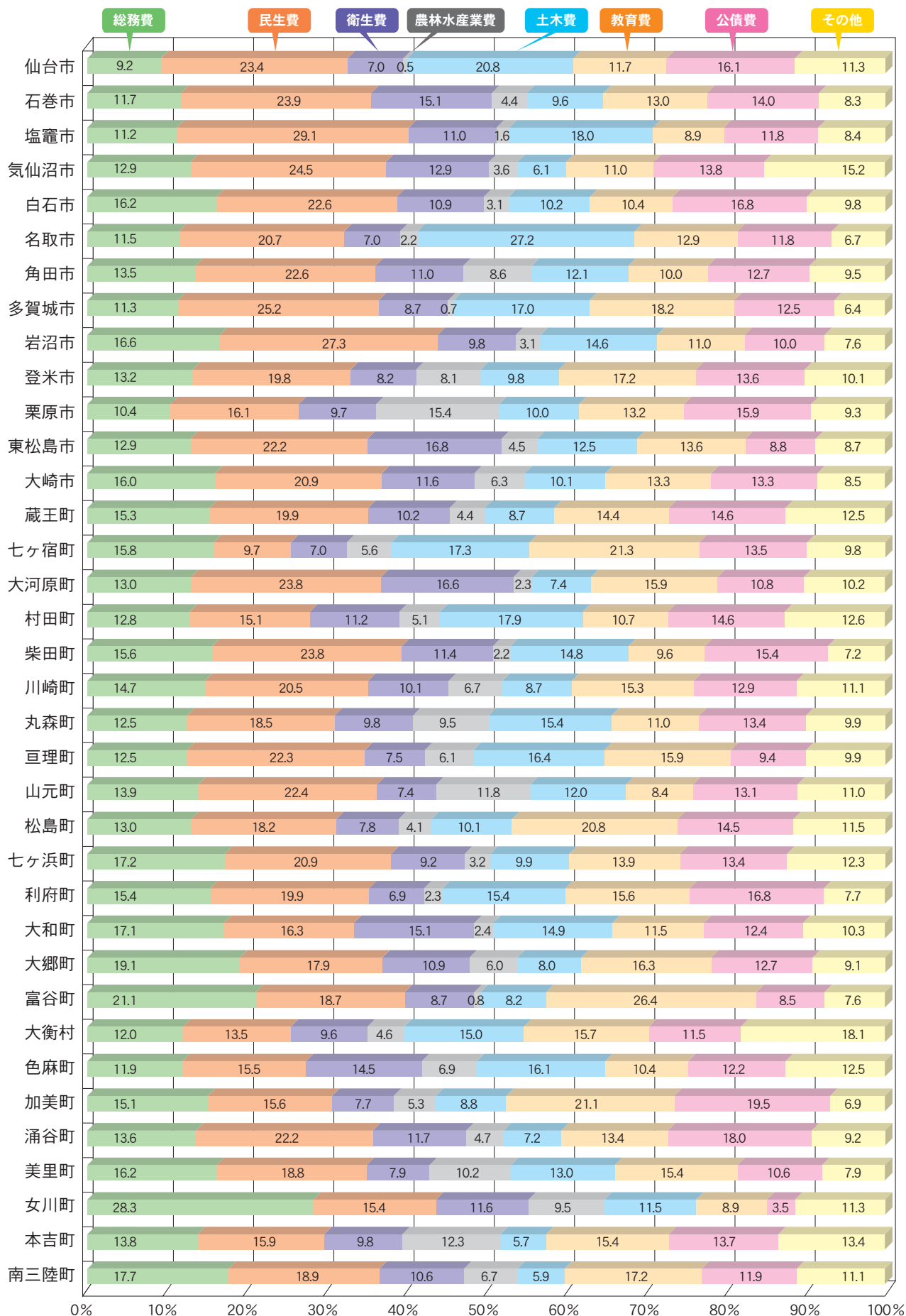


用語解説

性質別分類 歳出を経済的性質によって、人件費、物件費、維持補修費など、予算や決算の節という区分を基準として分類したものです。また、経費を「義務的経費」、「投資的経費」及び「その他の経費」に分類することによって、財政の健全性、弾力性を測定することができます。

目的別分類 歳出をその行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費など、予算や決算の款及び項という区分を基準として分類したものです。

市町村別目的別歳出構成比(平成18年度)

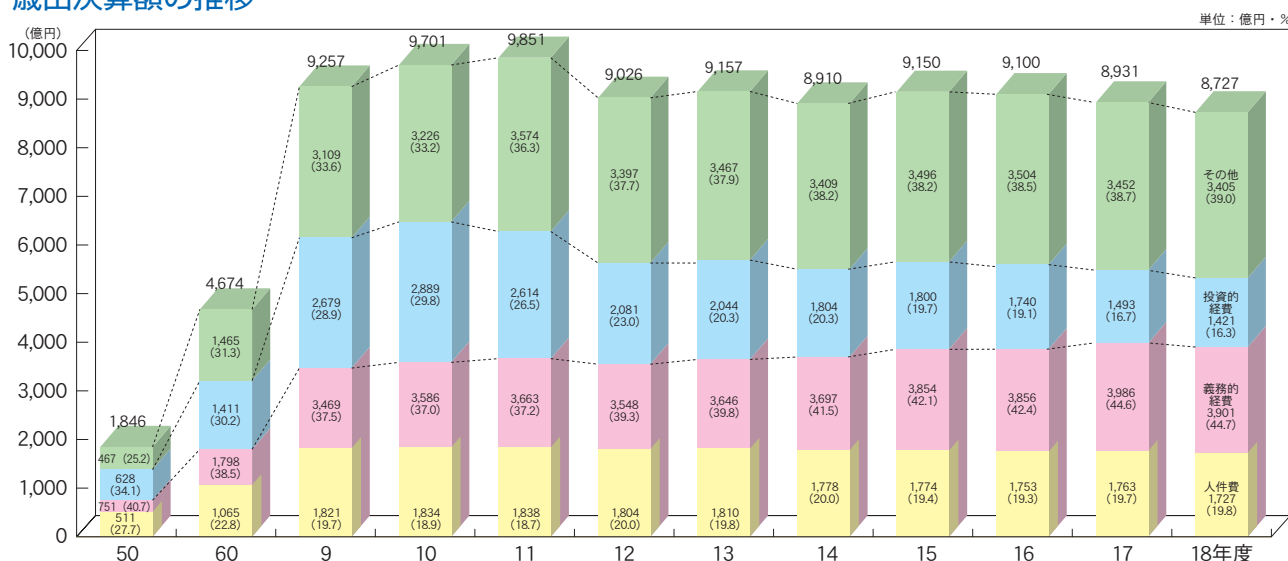


(2) 経費別決算額の推移

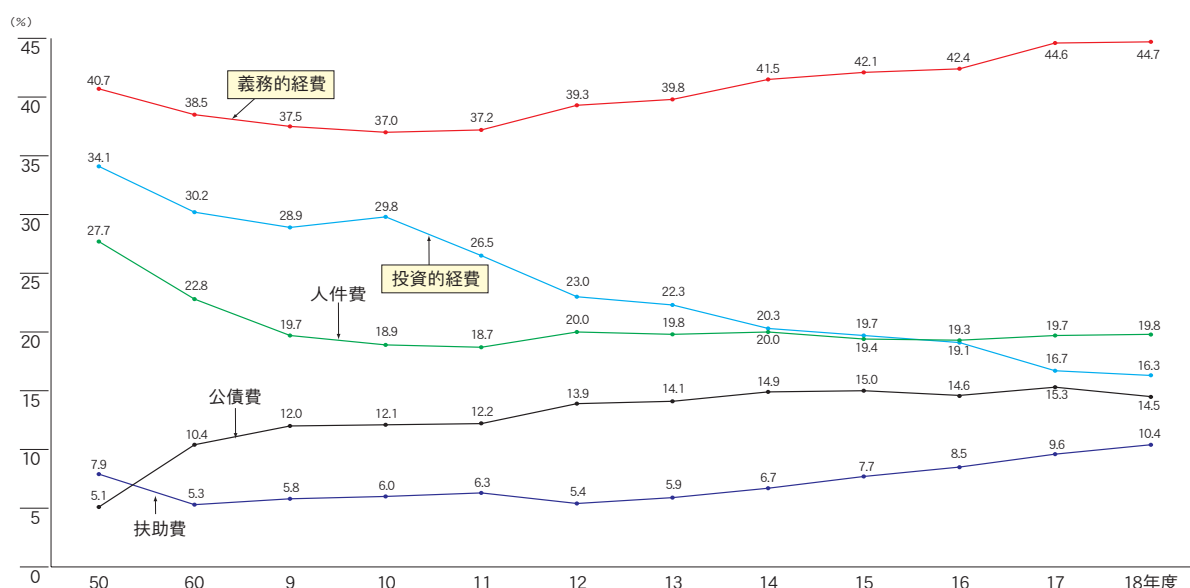
義務的経費は、前年度(3,986.4億円)と比較して2.2%減の3,900.7億円で、歳出総額に占める割合は44.7%となりました。内訳としては、人件費が集中改革プランに基づく退職者不補充などの職員数削減により、前年度と比較して2.1%の減、扶助費が生活保護や児童手当等の支給額が増加したことにより、前年度と比較して6.0%の増、公債費が、前年度と比較して7.4%の減となりました。

投資的経費は、前年度(1,493.2億円)と比較して4.8%減の1,421.3億円と8年連続で減少し、歳出総額に占める割合は16.3%となりました。内訳としては、普通建設事業費が単独事業を中心に減少したことにより、前年度と比較して7.8%の減、災害復旧事業費が平成18年冬の凍上災害等の影響により、前年度と比較して229.8%の増となりました。

歳出決算額の推移



義務的経費・投資的経費の割合の推移



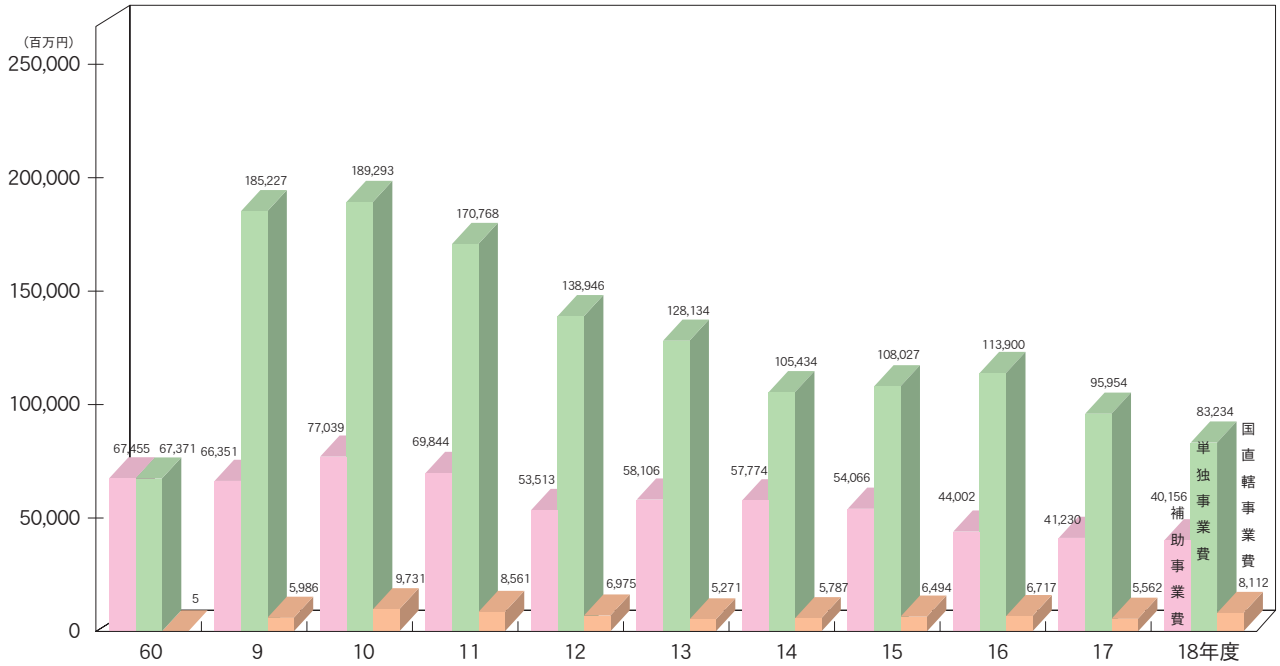
用語解説

義務的経費 人件費、扶助費、公債費が該当します。支出が義務づけられているため、任意に節減できない極めて硬直性の高い経費です。

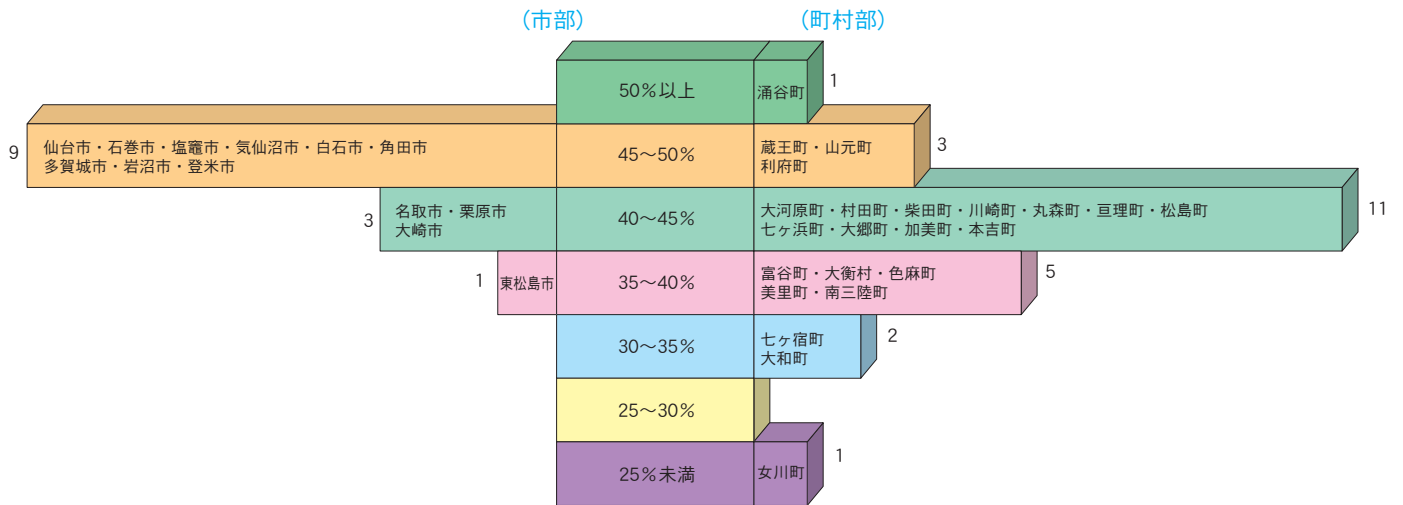
投資的経費 普通建設事業費、災害復旧事業費等、その支出の効果が資本形成に向けられる経費です。義務的経費に対して、この経費の割合が高いほど、財政構造は弾力性が高いと言えます。

普通建設事業費 道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等に要する投資的経費のことです。

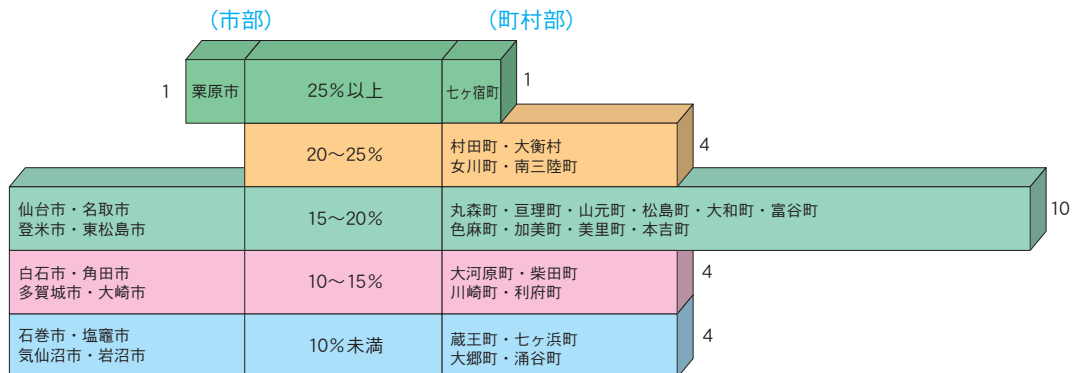
普通建設事業費の内訳の推移



義務的経費の割合別団体数(平成18年度)



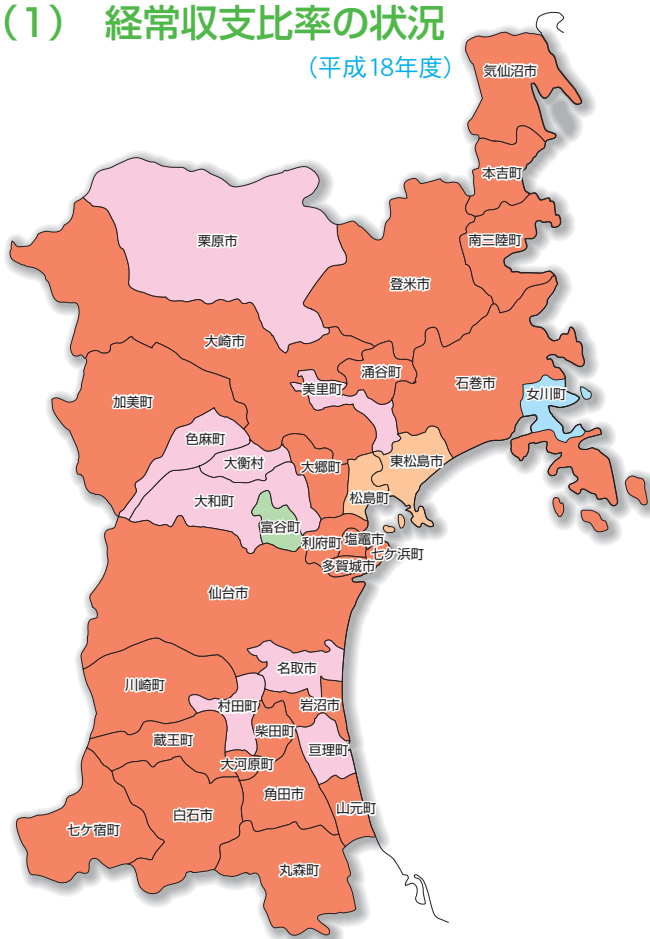
投資的経費の割合別団体数(平成18年度)



4、財政構造

(1) 経常収支比率の状況

(平成18年度)



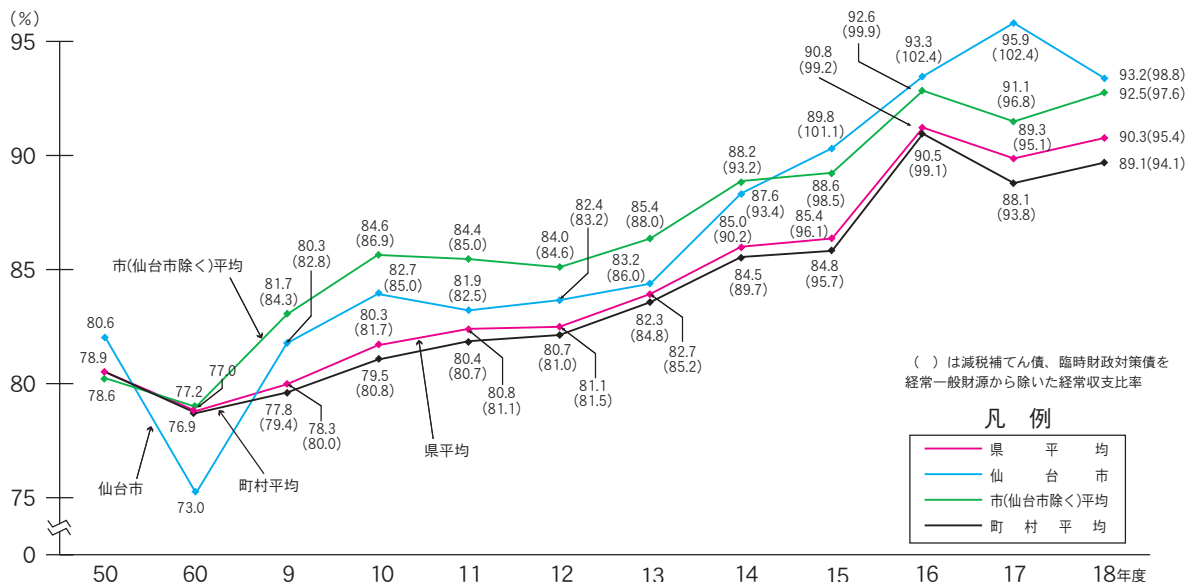
財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、単純平均で90.3%となり、前年度（89.3%）より1.0ポイント上昇しました。加重平均では92.3%と前年度（92.8%）より減少しているものの、依然として硬直的な財政状況が続いております。

また、段階的分布状況を見ると、90%以上が24団体、80%以上が10団体となっており、36団体のうち34団体が80%を超えています。

区分	団体系	団体数		
		市	町村	計
75%未満		0	1	1
75～80%未満		0	1	1
80～85%未満		1	1	2
85～90%未満		2	6	8
90%以上		10	14	24
計		13	23	36

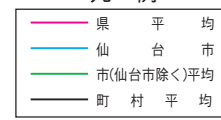
※減税補てん債・臨時財政対策債を経常一般財源に加えた経常収支比率

経常収支比率の推移 (平均は単純平均)



()は減税補てん債、臨時財政対策債を経常一般財源から除いた経常収支比率

凡例



用語解説

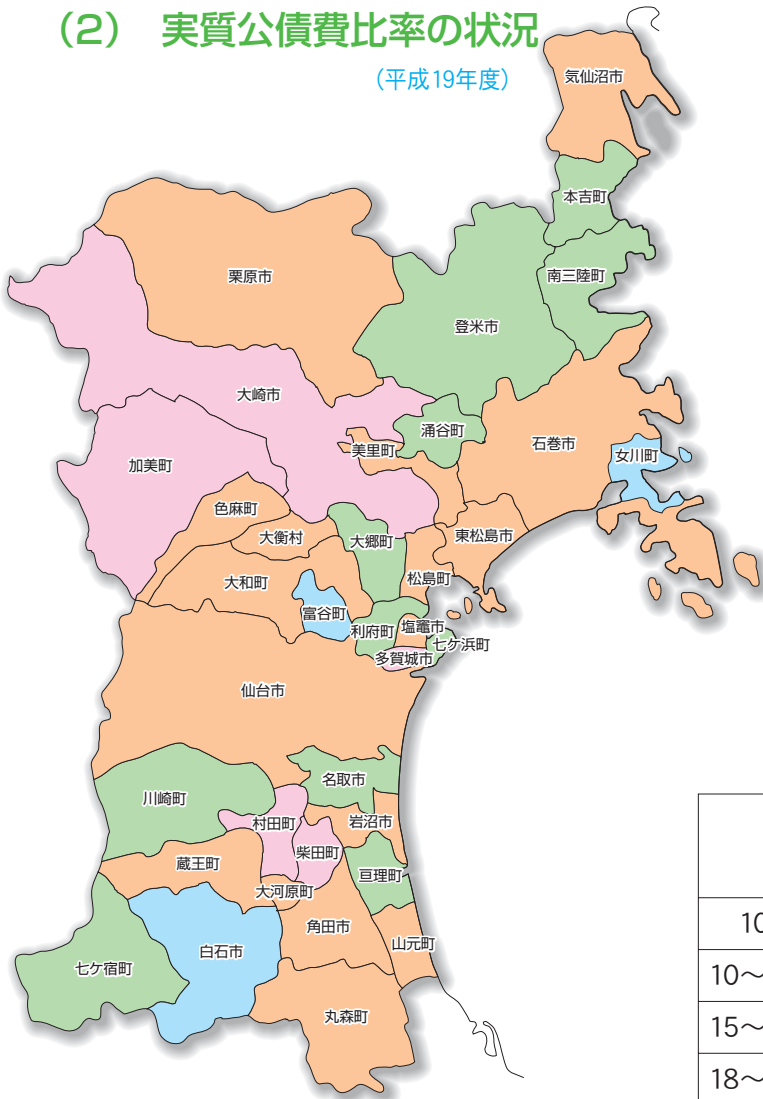
経常収支比率 地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、地方税や普通交付税等の毎年度継続して入ってくる使い道の自由な収入（経常的一般財源）が、どれくらいの割合で人件費、扶助費、公債費等のように容易に削減することのできない経常的経費に充てられているかを数値として表したものであり、市にあっては80%、町村にあっては75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると考えられています。

〈算式〉

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{歳入総額のうち広義の経常的一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}}{\text{歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源}} \times 100$$

(2) 実質公債費比率の状況

(平成19年度)



平成19年度の実質公債費比率（平成16～18年度の3ヶ年平均）は、単純平均で15.3%となり、前年度と同率で推移しました。

起債許可団体となる18%以上の団体は、前年度より2団体減少し5団体となりました。

●起債許可団体

村田町	22.3%	(前年度23.1%)
柴田町	21.0%	(前年度21.4%)
加美町	21.0%	(前年度20.6%)
大崎市	19.9%	(前年度19.8%)
多賀城市	18.3%	(前年度17.7%)

区分	団体系	団体数		
		市	町村	計
10%未満		1	2	3
10～15%未満		2	9	11
15～18%未満		8	9	17
18～25%未満		2	3	5
25%以上		0	0	0
計		13	23	36

実質公債費比率18%以上の団体の割合

	実質公債費比率18%未満の団体数	実質公債費比率18%以上の団体数(許可団体)	許可団体の割合	実質公債費比率単純平均値(参考)
宮城県	31	5	13.9%	15.3%
全国	1,318	509	27.9%	15.1%

用語解説

実質公債費比率 平成18年度より地方債の発行が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い、許可団体と協議団体を分ける基準の1つとして設けられた指標です。従来の起債制限比率では算入されていなかった「公営企業に対する一般会計繰出金」や「一部事務組合に対する負担金・補助金」などのうち公債費に充当されたもの等を含めた「実質的な公債費」に費やした一般財源の額が、標準財政規模に占める割合を表す比率です。平成16年度から平成18年度の単年度分をそれぞれ計算し、その値を3ヶ年平均したものが平成19年度の実質公債費比率となります。18%以上の団体は起債許可団体となり、25%以上の団体は一部の起債が制限されます（算式についてはP.34参照）。

(3) 財政力指数の状況

(平成18年度)



財政基盤の強さを示す指標である財政力指数（平成16～18年度の3ヶ年平均）は、単純平均で0.542（前年度0.534）、加重平均で0.629（前年度0.613）となりました。

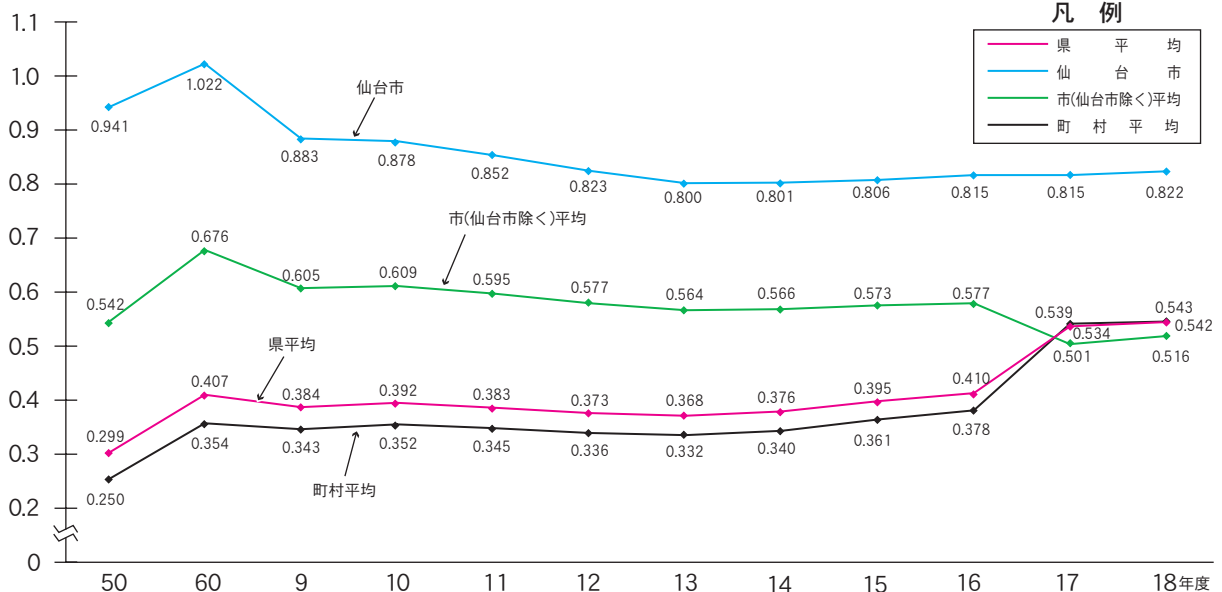
なお、地方交付税の不交付団体となる財政力指数1.0以上の団体は、前年度と同様、女川町です。

区分	団体系	団体数		
		市	町村	計
1.0以上		0	1	1
0.5～1.0未満		5	9	14
0.4～0.5未満		6	6	12
0.3～0.4未満		2	5	7
0.2～0.3未満		0	2	2
0.2未満		0	0	0
計		13	23	36

※小数第3位までの数値により区分

財政力指数の推移

(3ヶ年の平均値) (平均は単純平均)



用語解説

財政力指数 基準財政収入額を基準財政需要額で割り出して得た数値の過去3ヶ年の平均値をいい、この数値が大きいくほど財政力が強いとみることができます（基準財政収入額・基準財政需要額についてはP.9参照）。

〈算式〉

$$\text{財政力指数（単年度）} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \times 100$$

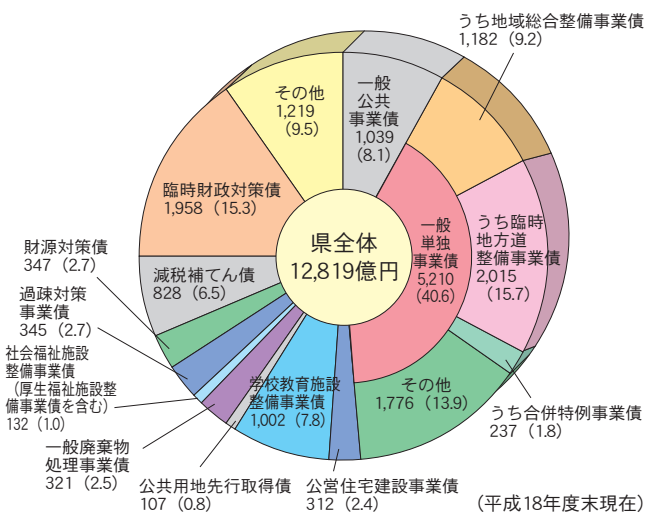
(4) 将来にわたる財政負担の推移

いわゆる「地方公共団体の借金」である地方債現在高は、平成18年度末現在で1兆2,819億円となり、将来的に支出が発生する債務負担行為を加えると1兆4,226億円にのぼります。建設事業の減少等により、地方債残高も減少傾向にあります。依然として、多額の「借金」を残している状況です。

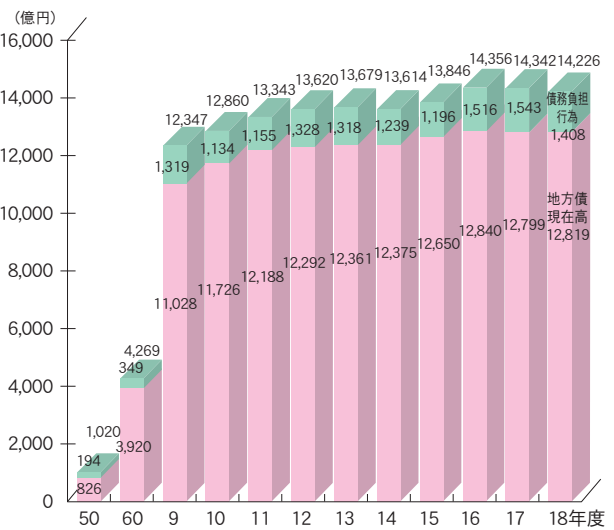
このことにより、将来の元利償還金等の負担が増大することとなり、今後の財政構造の硬直化が懸念されます。

地方債現在高の状況
(平成18年度末現在高)

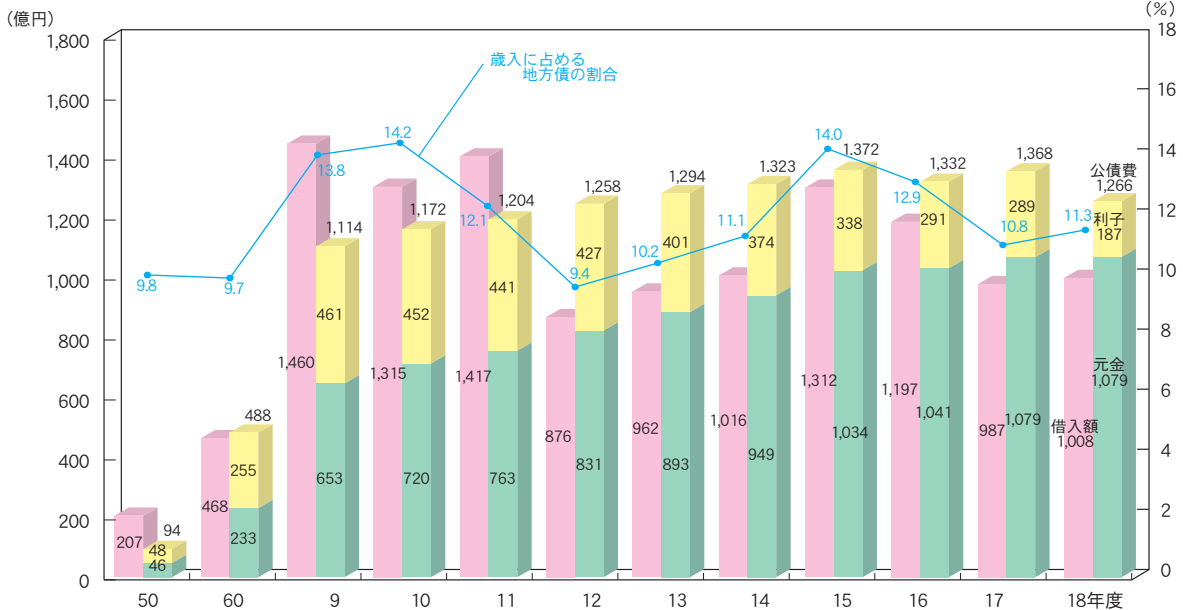
単位：億円・%



将来にわたる財政負担の推移



地方債の借入額と公債費の推移



用語解説

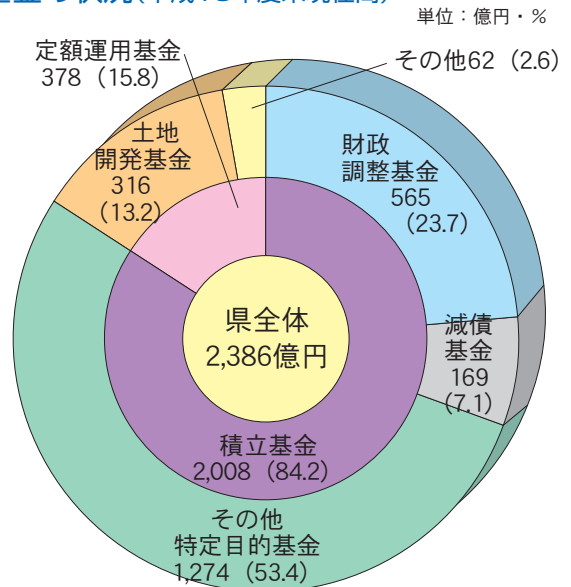
債務負担行為 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくものであり（地方自治法第214条）、将来の支出を伴うものです。

5、年度間の財源調整

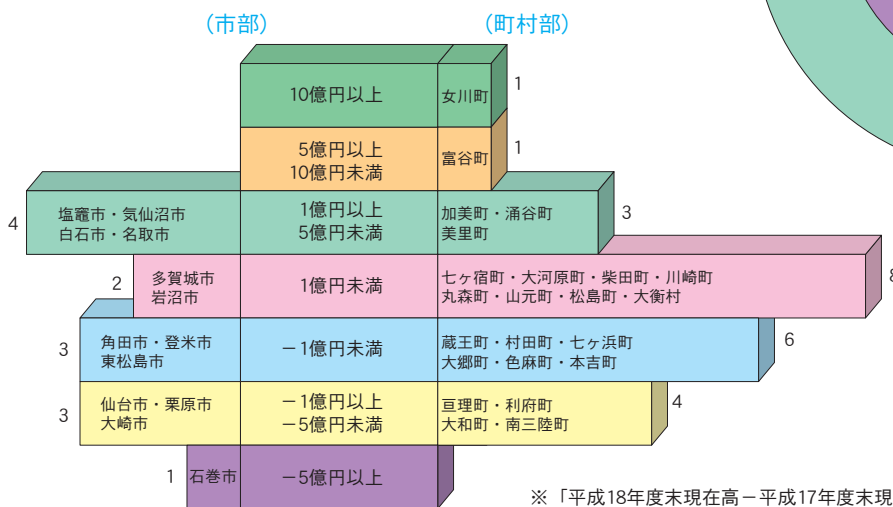
(1) 基金の状況

平成18年度末における積立金現在高は、県全体で2,008.4億円となり、前年度（2,002.2億円）と比較して6.2億円（0.3%）の増となりました。内訳を見ますと、財政調整基金が9.3億円（1.7%）、その他特定目的基金が11.7億円（0.9%）とそれぞれ増となったのに対し、減債基金は14.8億円（8.1%）の減となりました。

基金の状況(平成18年度末現在高)

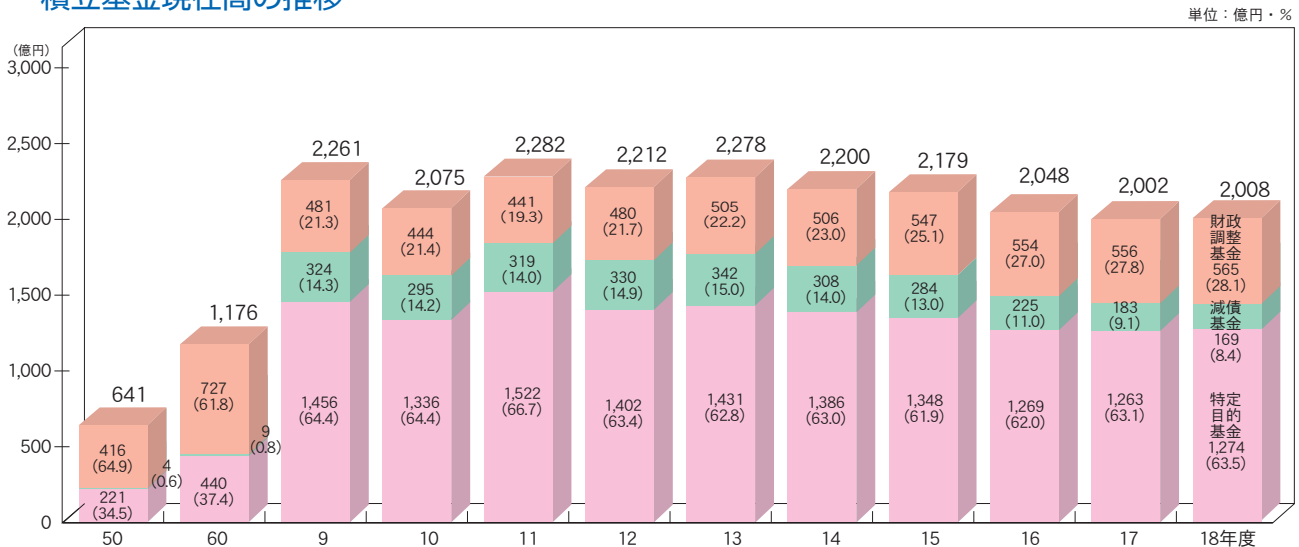


財政調整基金単年度積立額(平成18年度)



※「平成18年度末現在高-平成17年度末現在高」による。

積立基金現在高の推移



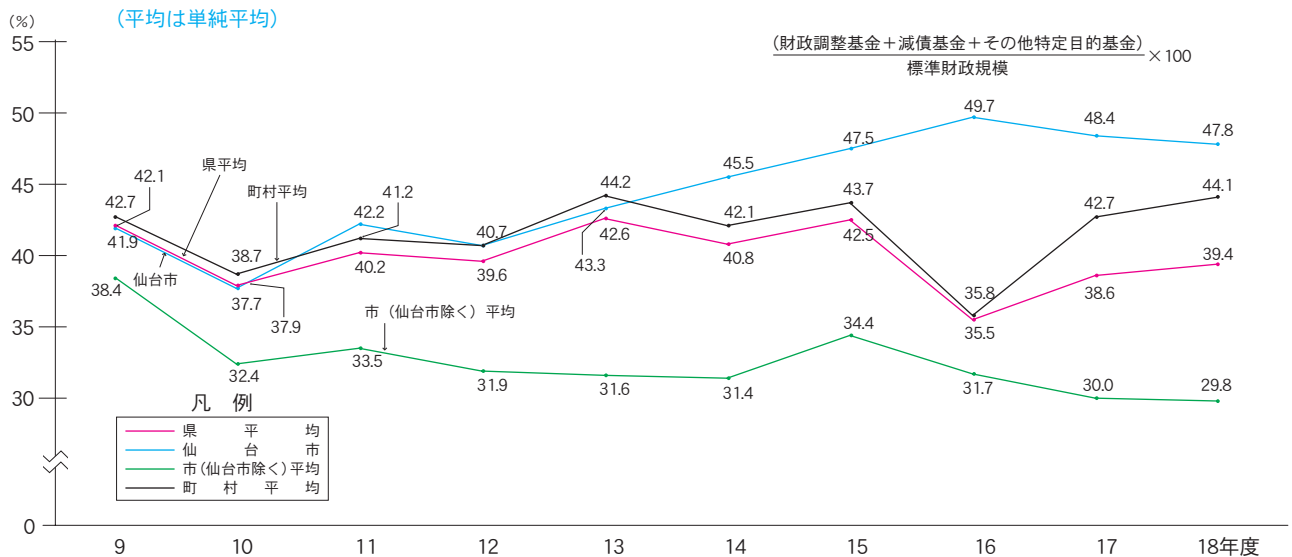
用語解説

基金 ある特定の目的のために財産を維持し資金を積み立てるため、または定額の資金を運用するために設けられる基金のことをいいます。前者を積立基金、後者を定額運用基金といい、それぞれ地方公共団体が任意で設置することができますが、その設置は条例によることとされています。

(2) 積立金現在高比率

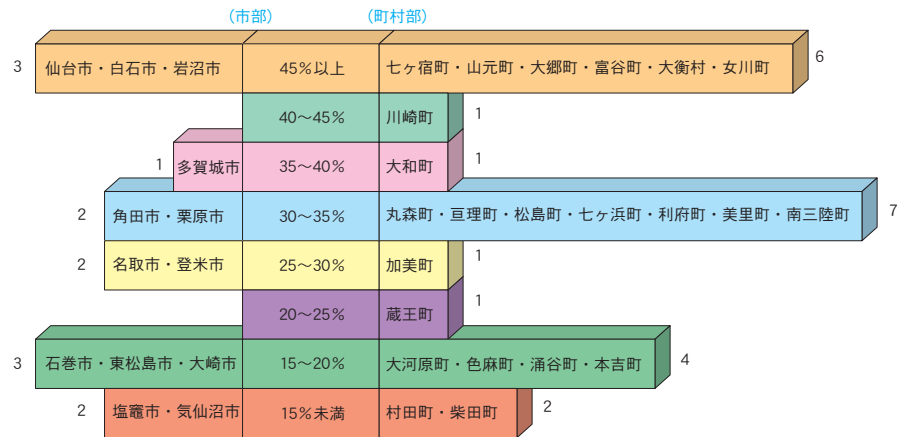
一般財源に対して、どの程度「貯金」があるかを示す積立金現在高比率は、単純平均では、39.4%となり、前年度（38.6%）より0.8ポイント上昇しておりますが、将来の財政運営を見込んだの財政調整基金への積立と、合併団体が合併特例債で調達した資金を特定目的基金に積み立てたことが比率上昇の要因であったことからすると、依然として厳しい財政運営を強いられていることが伺えます。

積立金現在高比率の推移



積立金現在高比率別の団体数

(平成18年度)



用語解説

財政調整基金 年度間の財源不足の不均衡を調整するために積み立てられる基金で、予期しない税収減や災害発生等の支出増加等への備えとなります。

減債基金 地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金で、繰上償還を行うときなどに取崩されます。

特定目的基金 特定の目的（高齢者福祉推進のための財源、文化センターの建設財源、スポーツ振興に資するための財源等）のための財産の維持又は資金の積立の性質を持つ基金です。この基金については、設置された目的のためでなければ処分することができません。

積立金現在高比率 地方公共団体の財政の安定性を判断する指標の一つで、高いほど将来に対する蓄えがあるといえます。

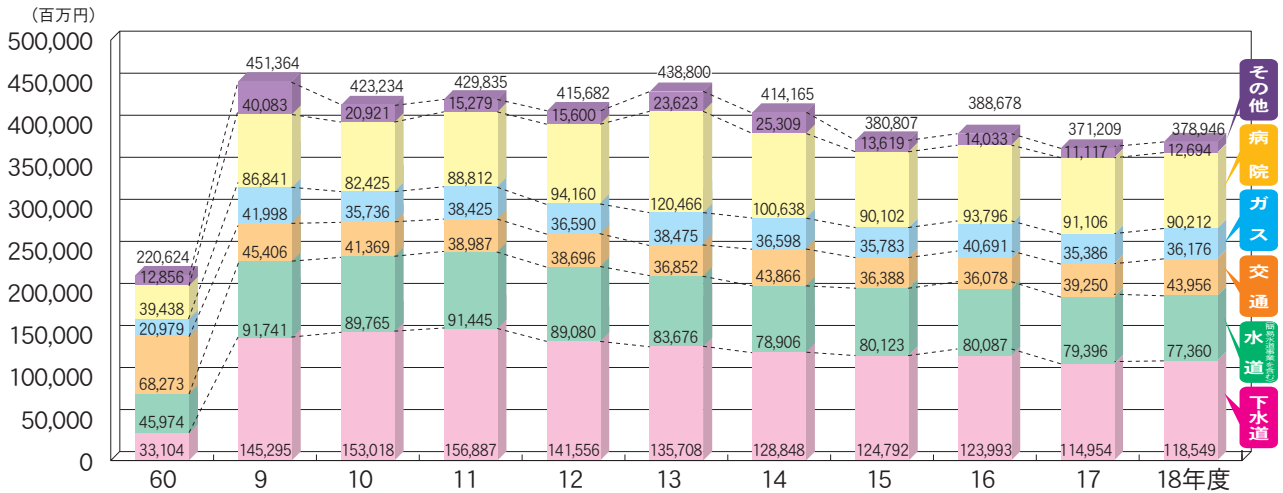
標準財政規模 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模をいい、すなわち、標準的な行政活動を行うために、必要な經常的一般財源の総量を示すものです。

第2部 公営企業

平成18年度の決算規模は全体で3,789.5億円となり、前年度（3,712.1億円）から77.4億円の増となりました。これを普通会計の歳出決算額（8,727.4億円）と比較すると、およそ43.4%の額に相当し、市町村行財政運営の中でも極めて大きな位置を占めていると言えます。

決算規模を事業別に見ると、下水道事業が公営企業全体の31.3%を占めており、以下、病院事業23.8%、水道事業（簡易水道事業を含む。）20.4%等となっています。

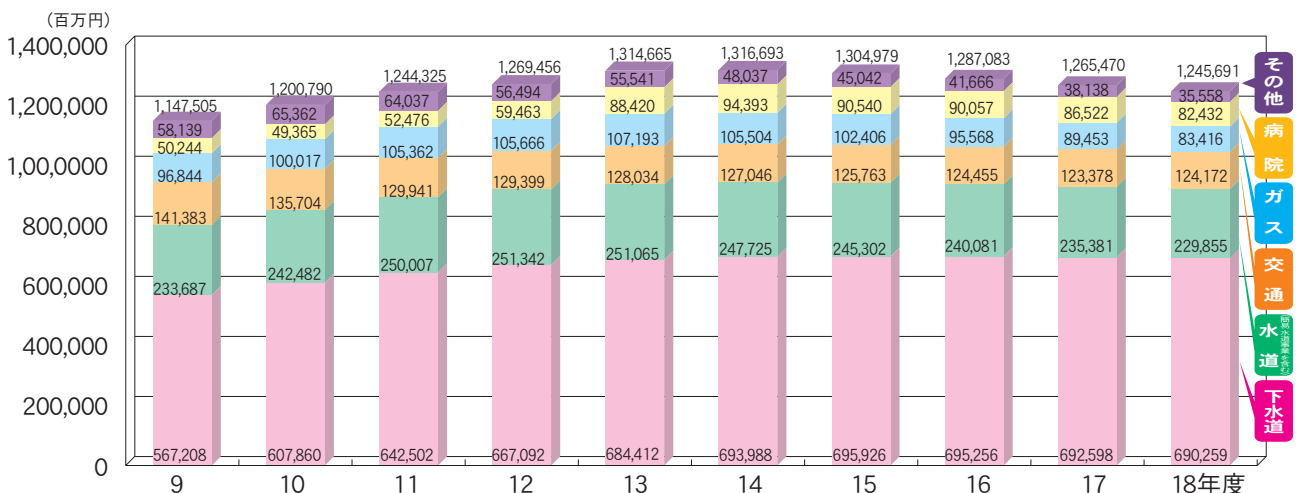
市町村公営企業決算規模の推移



平成18年度末の企業債現在高は1兆2,456.9億円で、前年度（1兆2,654.7億円）から197.8億円の減となっており、平成14年度をピークに減少傾向となっています。

企業債現在高を事業別に見ると、下水道事業が最も多く、全体の55.4%と半分以上を占めており、以下、水道事業（簡易水道事業を含む。）18.5%、交通事業10.0%等となっています。

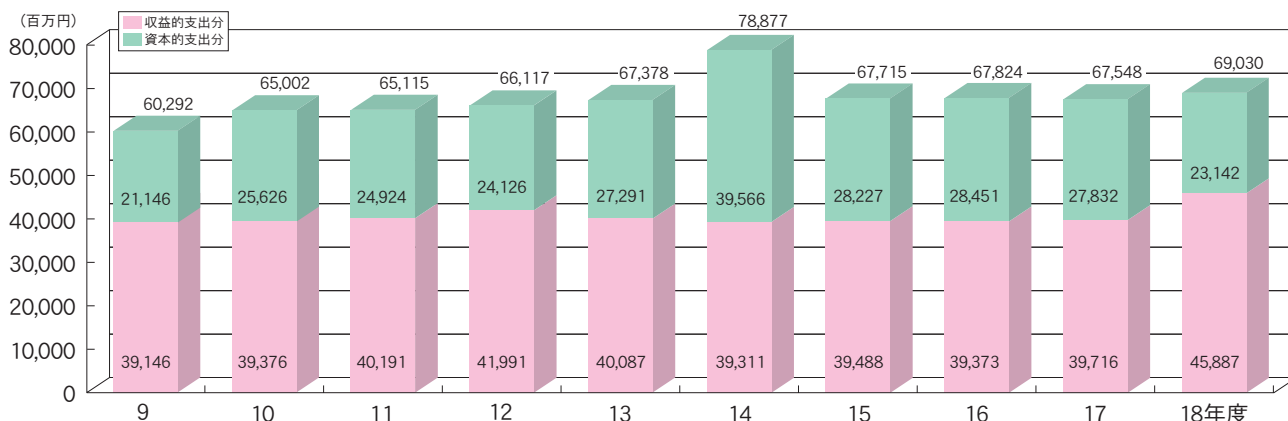
企業債現在高の推移



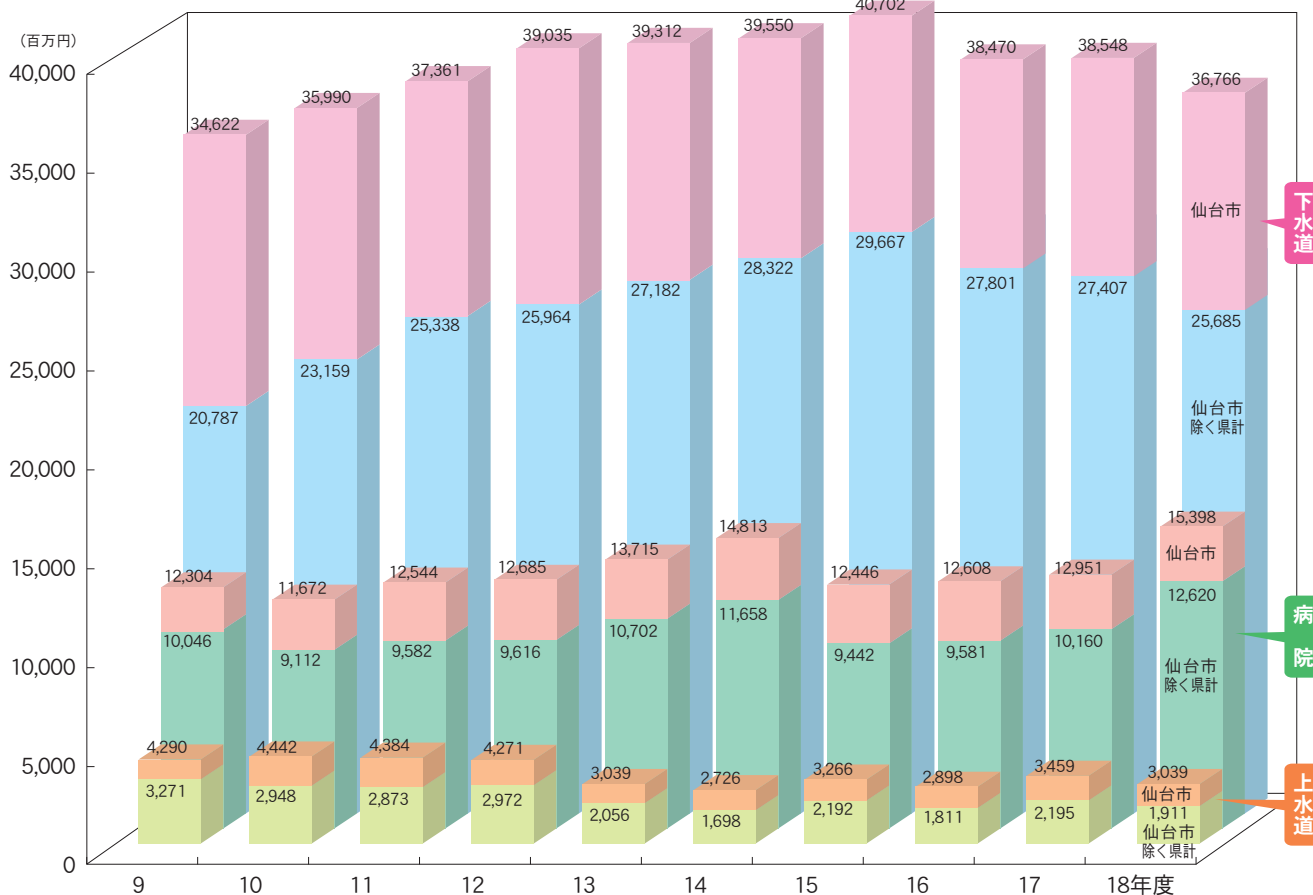
平成18年度の他会計繰入金は公営企業全体で690.3億円となり、前年度（675.5億円）から14.8億円の増となりました。この内訳を見ると、収益的支出に充てられた繰入額は458.9億円で、収益的収入に占める割合は17.0%となっています。一方、資本的支出に充てられた繰入額は231.4億円で、資本的収入に占める割合は21.8%となっています。

公営企業会計の場合、経費の負担区分の原則等に基づいて一般会計等の他会計が負担すべき又は負担できる経費もありますが、これらの経費以外の経費は、独立採算性の原則により経営に伴う収入で賄うことが必要です。しかし、依然として多くの事業において他会計からの繰入金に依存した経営状況となっています。

他会計繰入金の推移



一般会計から主な公営企業会計に対する繰出金の推移



用語解説

他会計繰入金 一般会計等から上下水道事業や病院事業等の公営企業会計に対して、料金収入で賄うことが適当ではない又は困難な経費、つまり、独立採算性になじまない経費に充てるための財源が繰入れられています。その繰入金額は、原則として、地方公営企業法の規定や毎年度総務省より示される通知を基準にしており、事業ごとに市町村が算定しています。

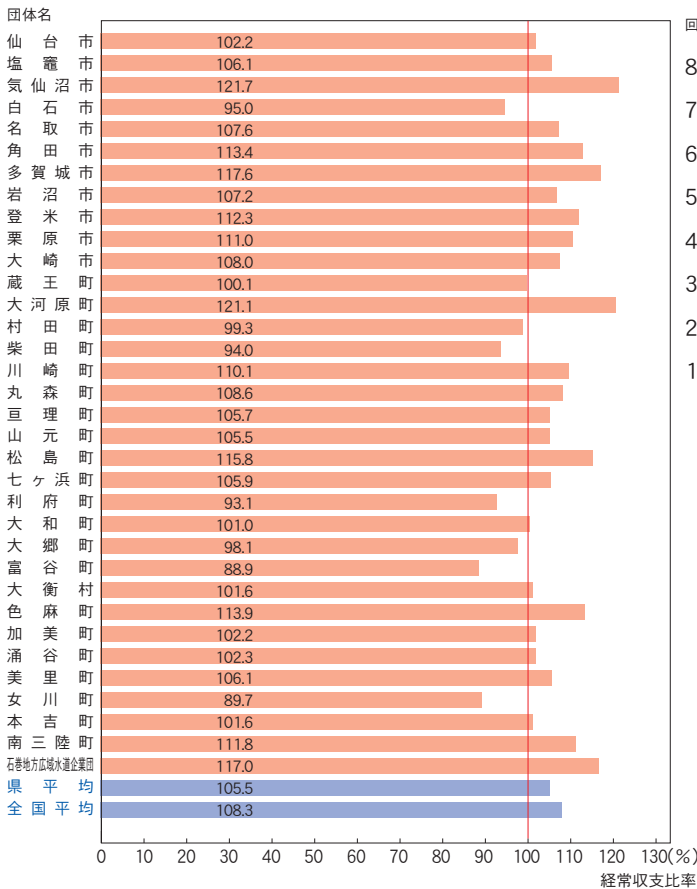
収益的支出 一年間の経営活動のために使われる人件費や物件費等の支出のことです。基本的に、サービス提供の対価としての収入（料金収入等）をもって充てられます。

資本的支出 建設工事や設備導入、企業債償還のための支出のことです。主に、企業債等の収入をもって充てられます。

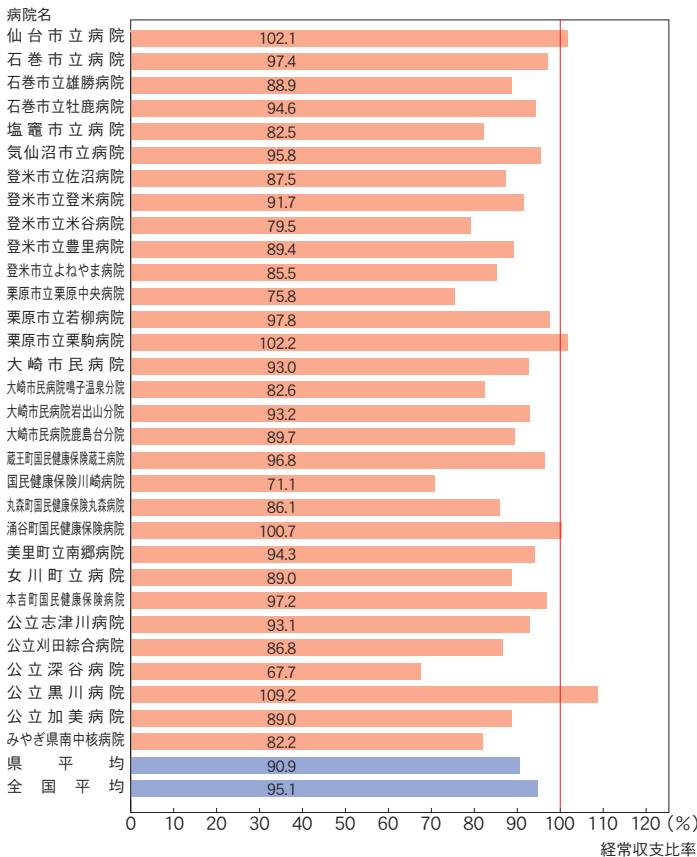
平成18年度決算に基づく経営指標

水道事業の経常収支比率

(上水道事業及び法適用簡易水道事業)

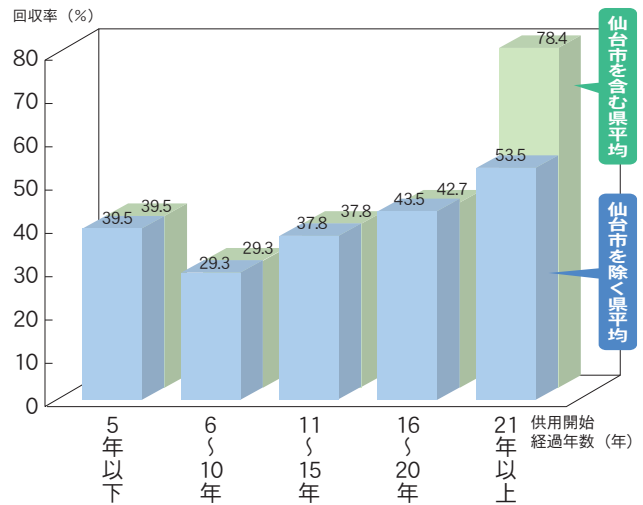


市町村立病院の経常収支比率

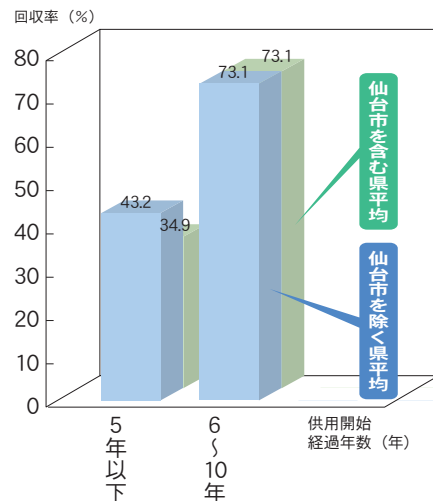


下水道事業における県内平均経費回収率

(1) 公共下水道等の集合処理施設



(2) 浄化槽(市町村整備事業分)



用語解説

経常収支比率 公営企業の分析に用いる指標の一つです。企業の経常的な活動における収益性を表し、100%で収支が均衡している状態であり、100%を切る場合は収益が費用を下回る状態です。

$$\frac{\text{経常収益} (= \text{営業収益} + \text{営業外収益})}{\text{経常費用} (= \text{営業費用} + \text{営業外費用})} \times 100 (\%)$$

経費回収率 下水道事業の経営分析に用いる指標の一つで、汚水処理に要した経費(維持管理費及び資本費)に対して、どの程度料金収入でまかなえているかを示したものです。一般的には供用開始から年数が経過すると加入者が増加するので、数値が高くなる傾向にあります。汚水処理の経費については、原則加入者からの料金収入によって賄うこととなっています。

$$\frac{\text{使用料単価} (= \text{料金収入} \div \text{年間有収水量})}{\text{汚水処理原価} (= \text{維持管理費} + \text{資本費} \div \text{年間有収水量})} \times 100 (\%)$$

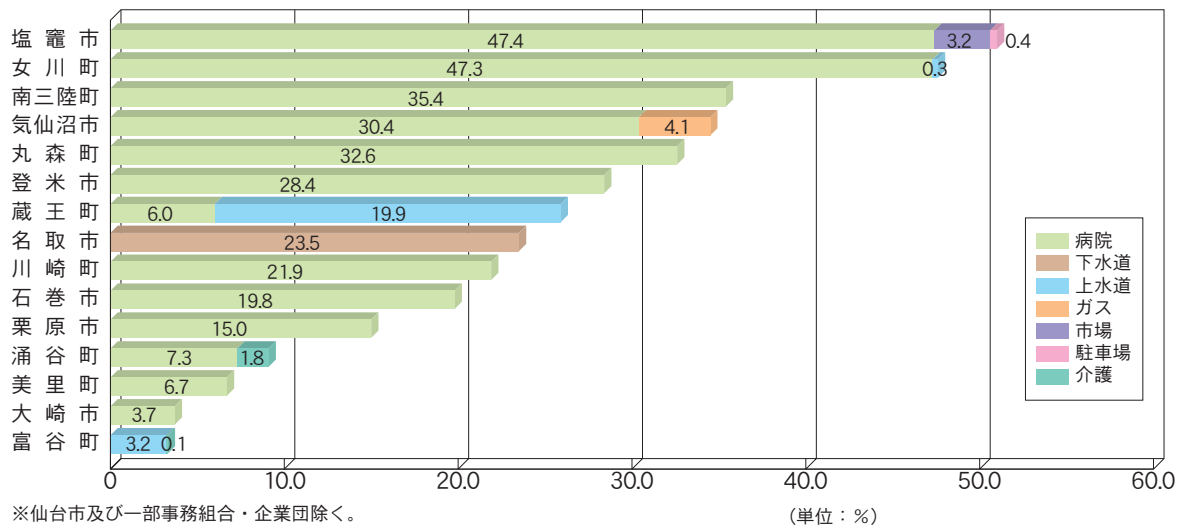
●標準財政規模に対する累積欠損金の割合

平成18年度末において、累積欠損金を有する事業（実質収支で赤字が生じた事業を含む。以下同じ。）は23事業（仙台市及び一部事務組合・企業団を除く。）で、累積欠損金の額は407.6億円に上ります。

事業別に見ると、病院事業が13事業と最も多く、水道事業が3事業、下水道及び介護サービス事業が各2事業、ガス、市場及び駐車場事業が各1事業となっています。

下記のグラフは、標準財政規模に対する累積欠損金の割合を表したのですが、累積欠損金の額は主に病院事業会計での増加が続いており、標準財政規模に占める割合も高くなっています。

標準財政規模に対する累積欠損金の割合

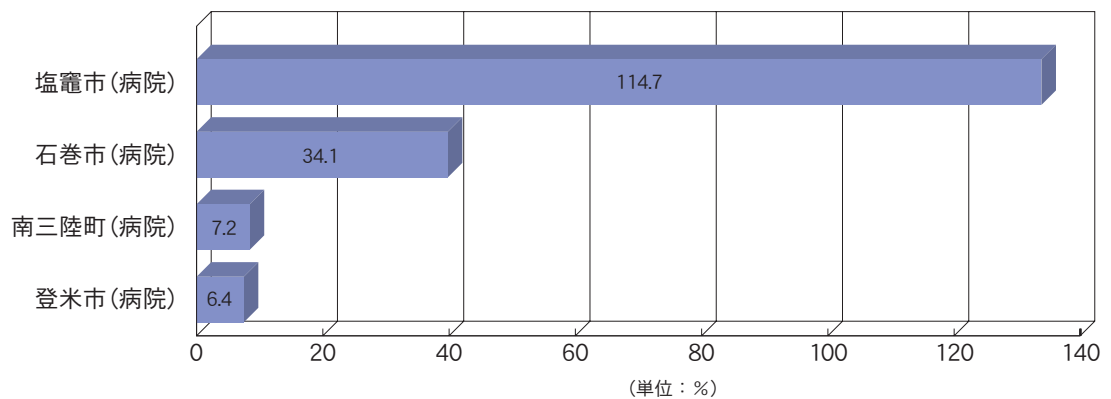


●医業収益に対する不良債務の割合(資金不足比率)

平成18年度末において、不良債務を有する事業は4事業（仙台市及び一部事務組合・企業団を除く。）で、すべて病院事業です。不良債務の額は合計で42.1億円に上ります。

下記のグラフは、診療収入等（医業収益）に対する不良債務の割合を表しており、不良債務が生じた事業については、経営の健全化が必要です。

医業収益に対する不良債務の割合(資金不足比率)



用語解説

累積欠損金 営業活動によって生じた各事業年度の欠損金（赤字）が累積したものをいいます。

不良債務 一年以内に支払うべきもの（流動負債）の額が、一年以内に換金できるもの（流動資産）の額を超える場合その超える額を不良債務といい、一般的には資金不足を表しています。

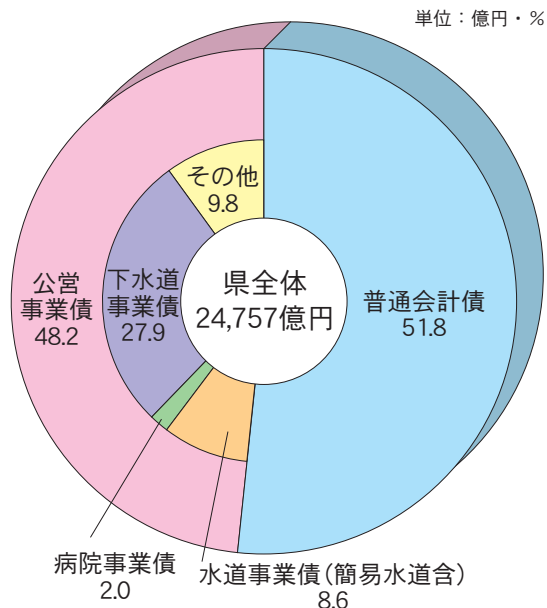
$$\text{不良債務} = \text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})$$

第3部 連結元年

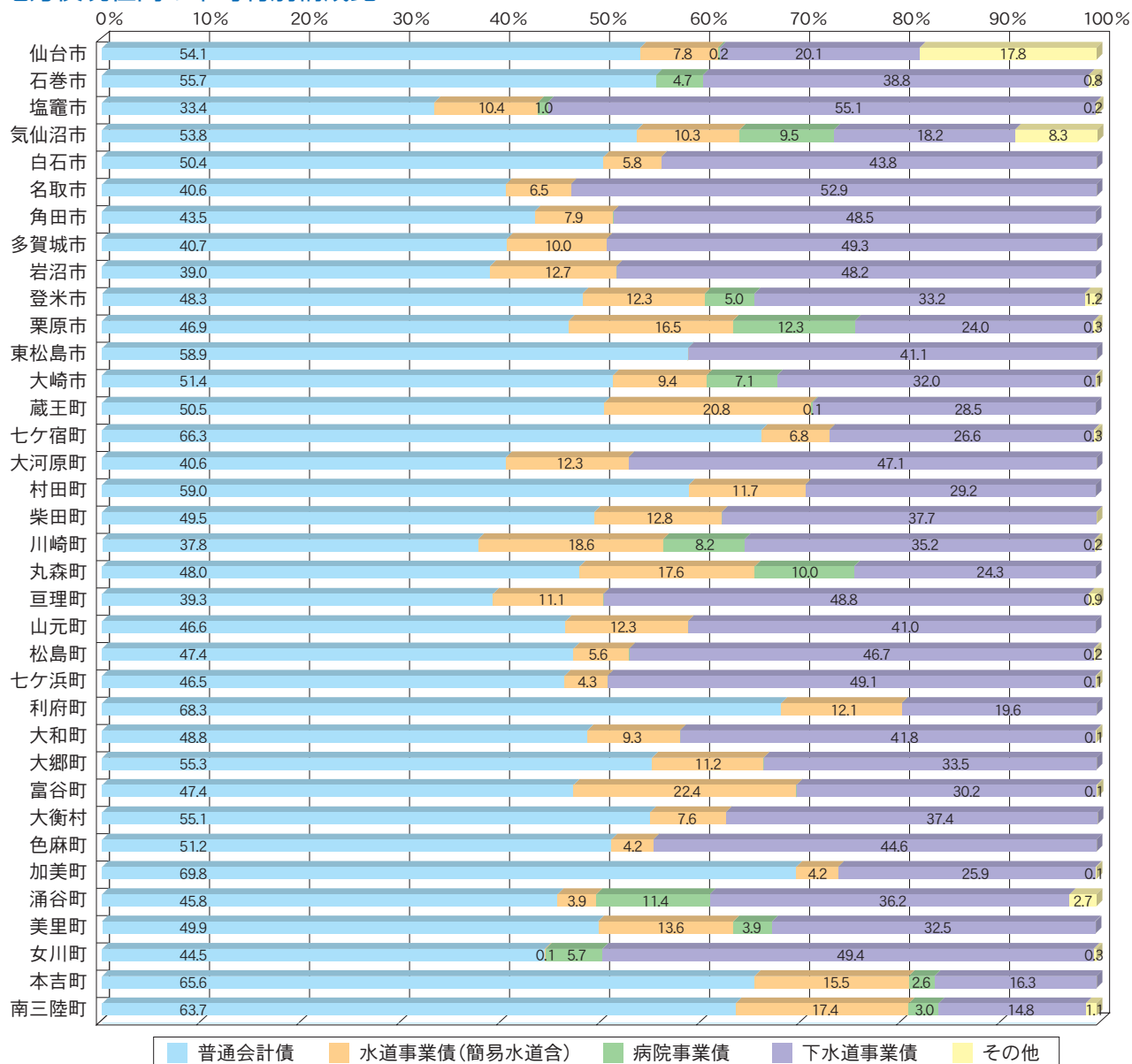
平成18年度の県内市町村の地方債現在高（公営事業含む）は、2兆4,756.6億円となっており、そのうち普通会計で借入れを行っている地方債の現在高が占める割合は51.8%、公営事業（病院事業・上水道事業・下水道事業等の公営企業や、国民健康保険事業・介護保険事業等）で借入れを行っている公営事業債の現在高が占める割合は48.2%となりました。

公営事業債の元利償還金については、利用者からの使用料収入等によって一部返済していますが、実際には一般会計等からの多額の繰入れに依存して返済しているため、地方公共団体トータルの借金残高を把握することも必要です。

地方債現在高(公営事業含む)



地方債現在高の市町村別構成比

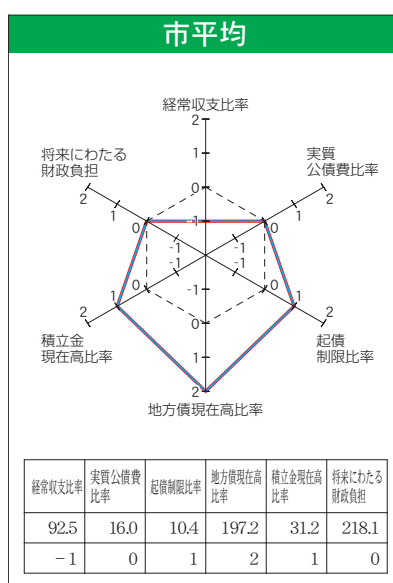
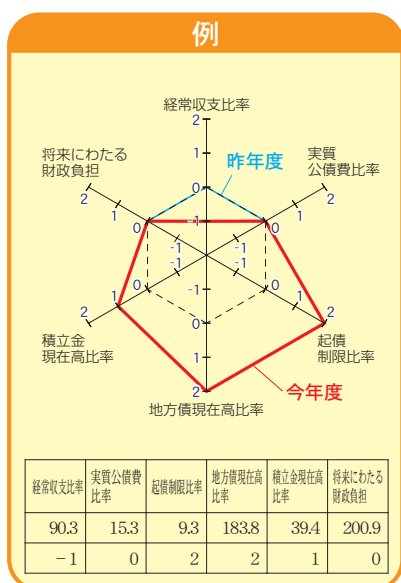


第2章 市町村ごとの財政指標

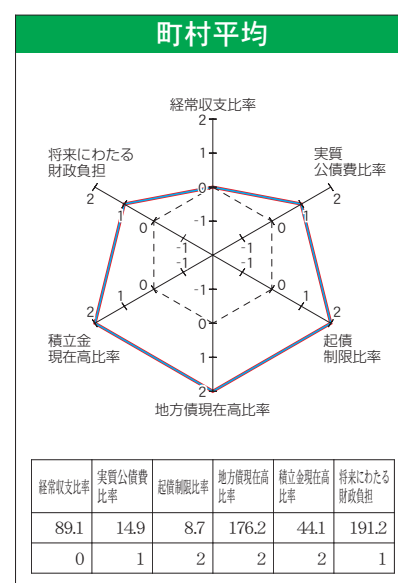
市町村ごとの財政指標を利用するに当たって

- (1) このグラフでは、各市町村財政の現状を表す6種類(①経常収支比率、②実質公債費比率、③起債制限比率、④地方債現在高比率、⑤積立金現在高比率、⑥将来にわたる財政負担比率)のデータを用いて、各指標の警戒ラインと言われている数値と比較したもので、点線が警戒ライン、赤色(平成18年度)、青色(平成17年度)の実線が各団体の数値を示しています。
- (2) 各財政指標の分類は、2(健全エリア)、1(準警戒エリア)、0(警戒エリア)、-1(危険エリア)の4段階に区分し、各市町村の赤色の実線が外側にあるほど財政状況がよいことを表し、理想的には、各財政指標の数値が分類の「2」で、正六角形となることが望めます。
- (3) 市町村ごとの財政指標(レーダーチャート・グラフ)を見る場合、①経常収支比率、②実質公債費比率及び③起債制限比率を市町村財政の現況を表すものとして、④地方債現在高比率及び⑤将来にわたる財政負担比率を市町村財政の将来の姿を予測するものとして見てください。また、⑥積立金現在高比率は、現時点及び将来にわたっての財源的な蓄えを表す指標です。

財政指標	2(健全エリア)	1(準警戒エリア)	0(警戒エリア)	-1(危険エリア)
経常収支比率(市)	80%未満	80%以上 85%未満	85%以上 90%未満	90%以上
経常収支比率(町村)	75%未満	75%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上
実質公債費比率	10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 18%未満	18%以上
起債制限比率	10%未満	10%以上 13%未満	13%以上 15%未満	15%以上
地方債現在高比率	200%未満	200%以上250%未満	250%以上300%未満	300%以上
積立金現在高比率	40%以上	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	20%未満
将来にわたる財政負担比率	150%未満	150%以上200%未満	200%以上250%未満	250%以上

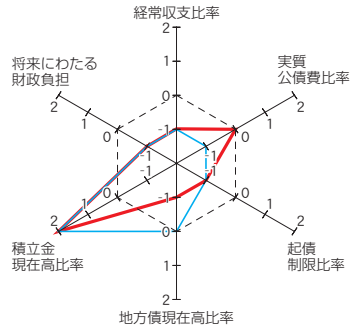


※単純平均



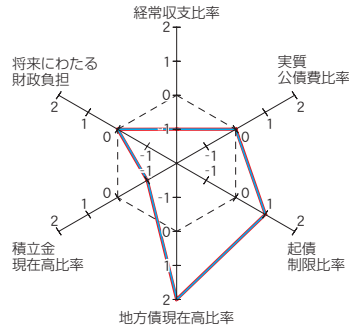
※単純平均

仙台市



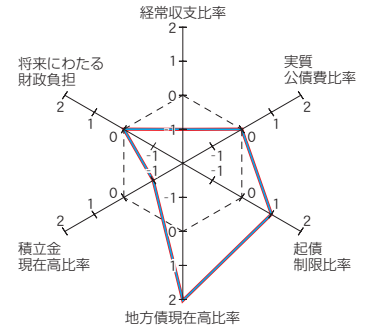
経常収支比率	実質公債費比率	起債制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
93.2	17.7	18.0	326.0	47.8	363.7
-1	0	-1	-1	2	-1

石巻市



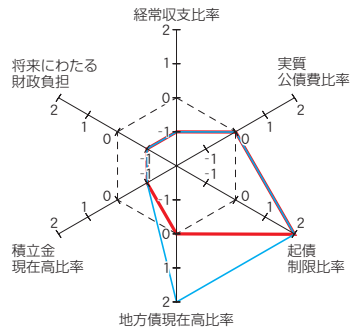
経常収支比率	実質公債費比率	起債制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
95.5	16.2	10.4	194.4	17.9	213.7
-1	0	1	2	-1	0

塩竈市



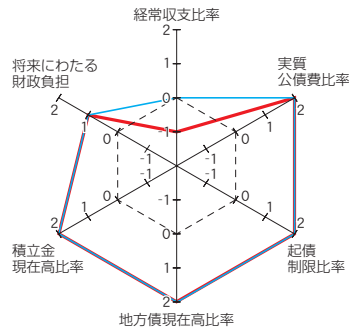
経常収支比率	実質公債費比率	起債制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
91.7	15.5	11.7	198.6	14.2	216.7
-1	0	1	2	-1	0

気仙沼市



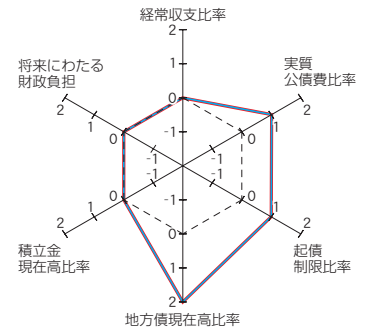
経常収支比率	実質公債費比率	起債制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
94.2	17.2	9.2	273.0	7.6	303.3
-1	0	2	0	-1	-1

白石市



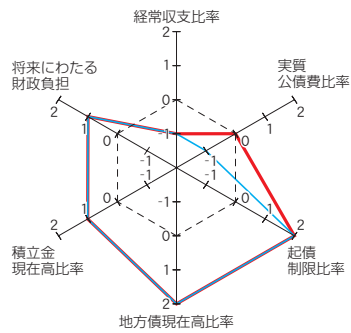
経常収支比率	実質公債費比率	起債制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
94.7	9.6	6.2	152.4	61.2	160.7
-1	2	2	2	2	1

名取市



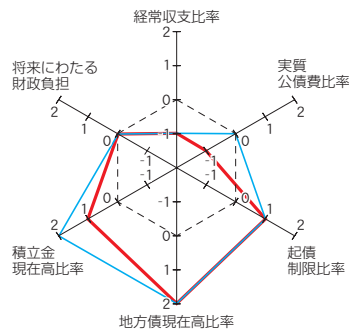
経常収支比率	実質公債費比率	起債制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
88.2	13.3	10.0	190.4	26.9	205.6
0	1	1	2	0	0

角田市



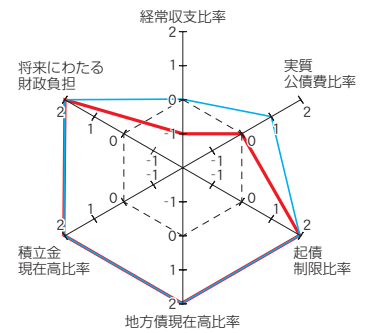
経常収支比率	実質公債費比率	起債制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
93.8	17.4	9.0	149.2	31.2	169.1
-1	0	2	2	1	1

多賀城市

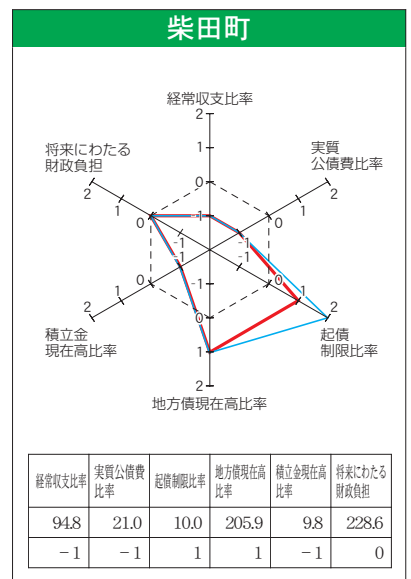
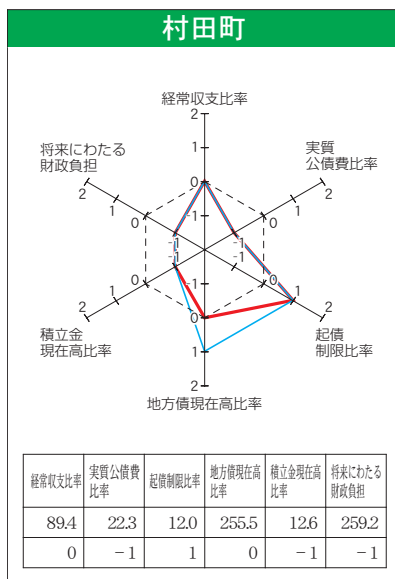
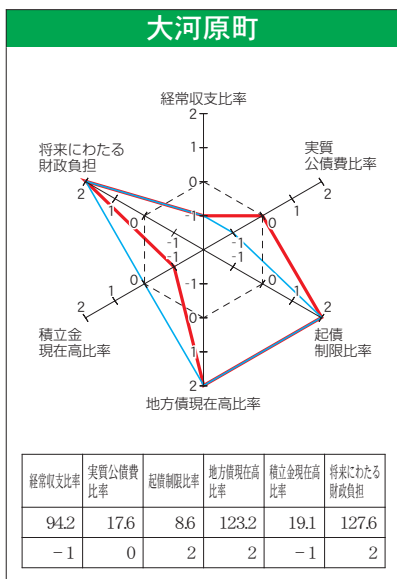
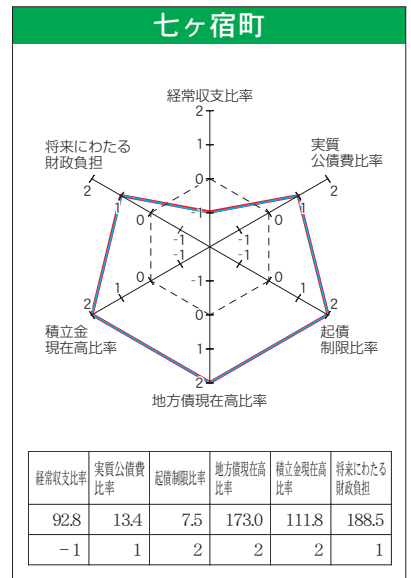
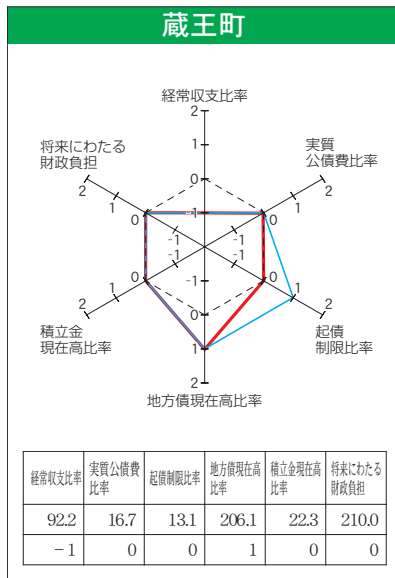
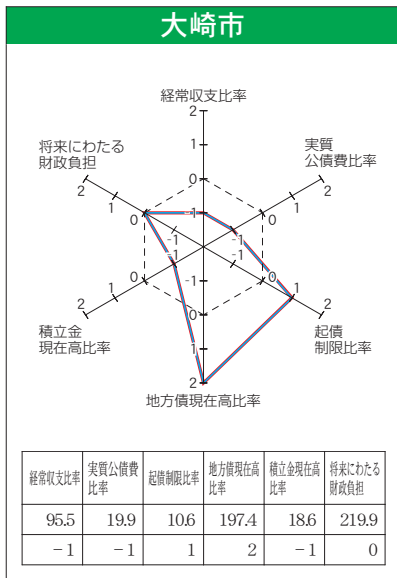
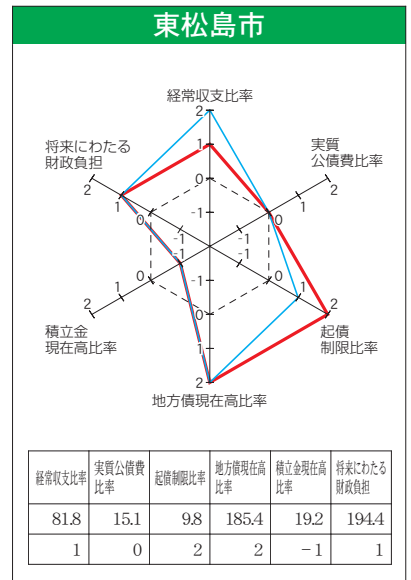
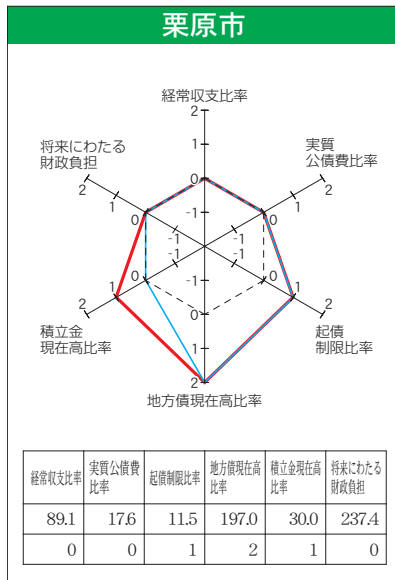
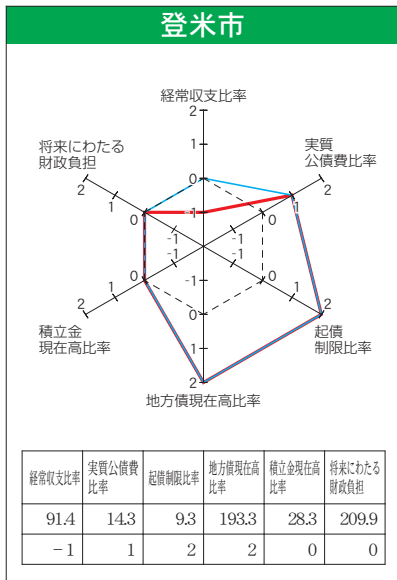


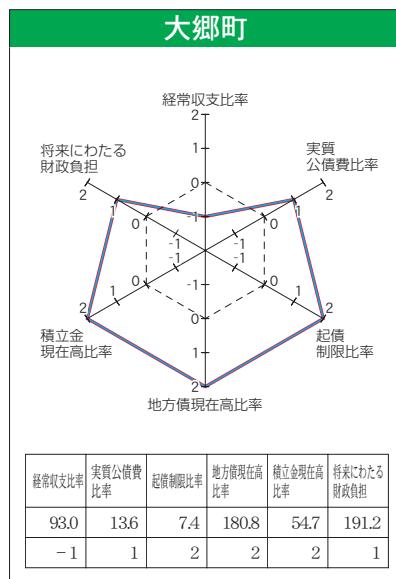
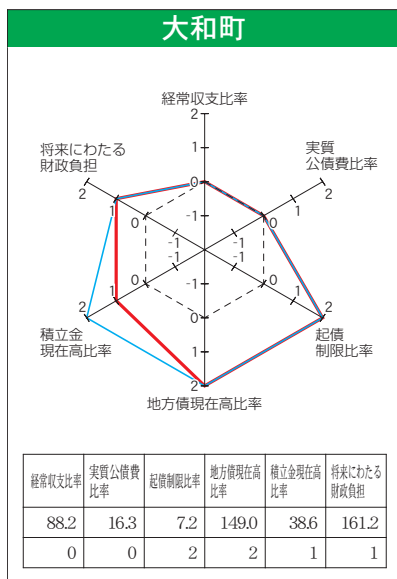
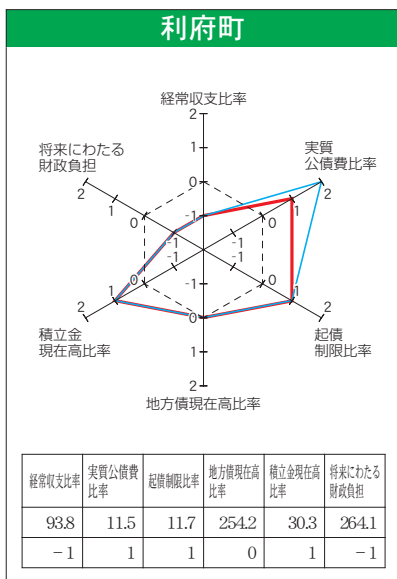
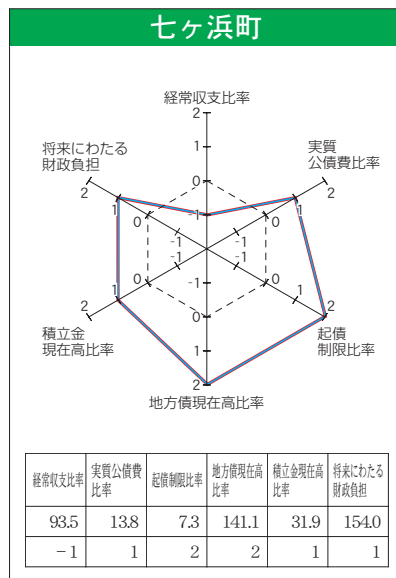
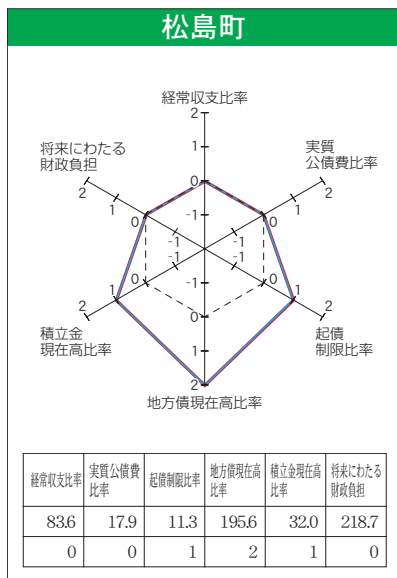
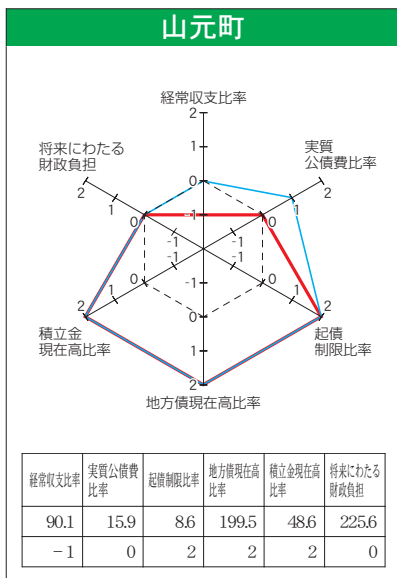
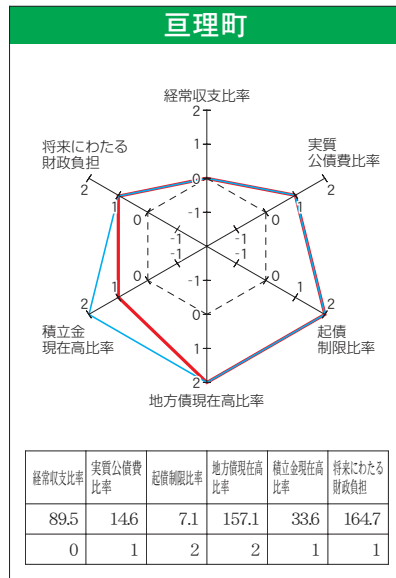
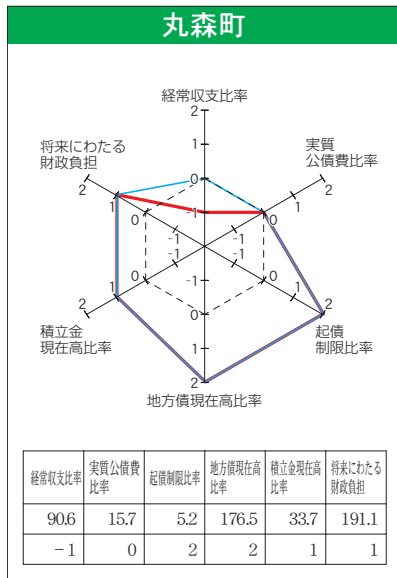
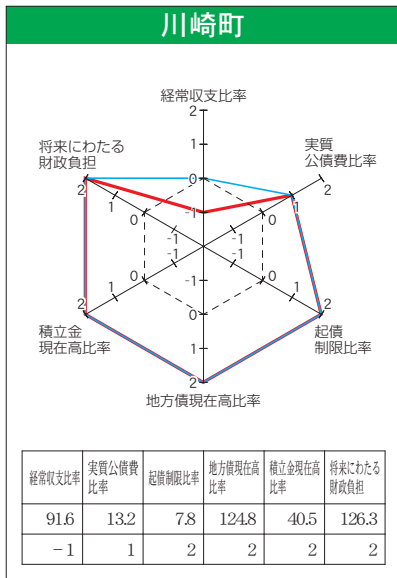
経常収支比率	実質公債費比率	起債制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
100.0	18.3	10.7	187.6	36.5	211.2
-1	-1	1	2	1	0

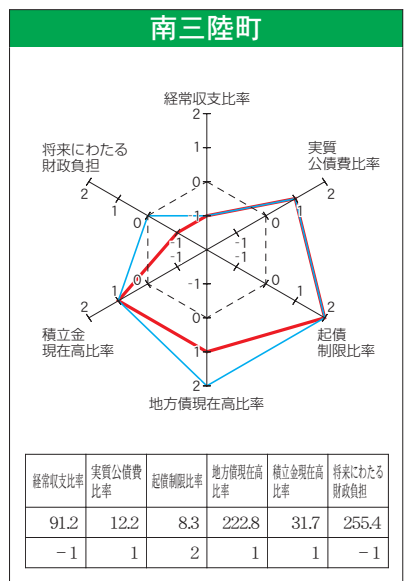
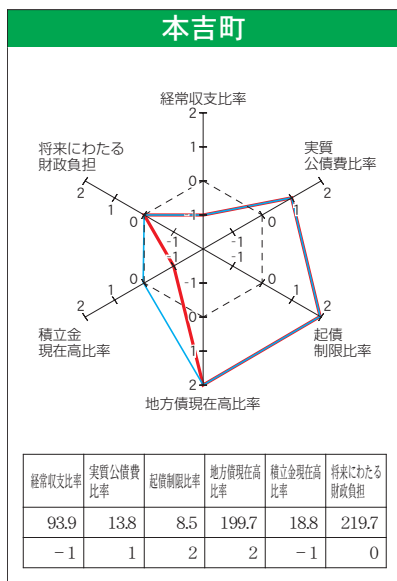
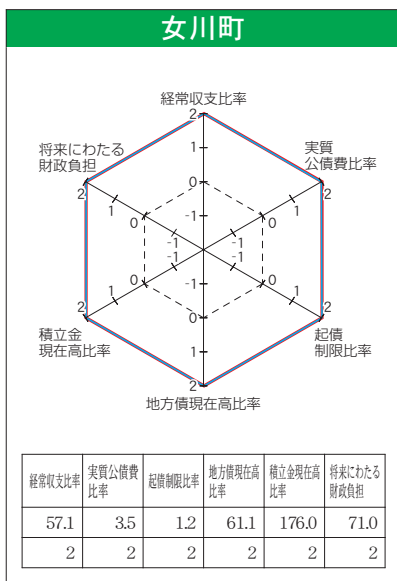
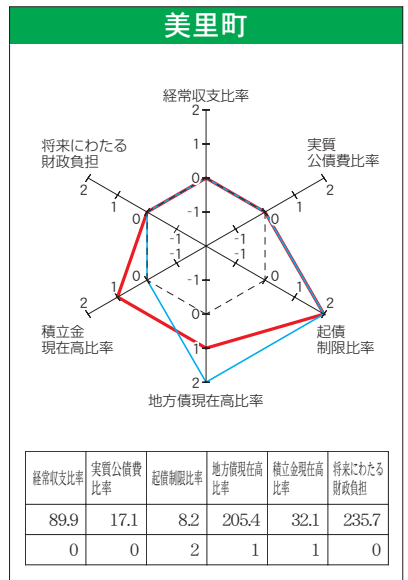
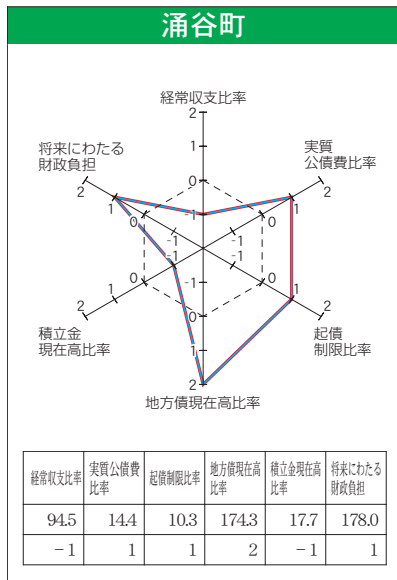
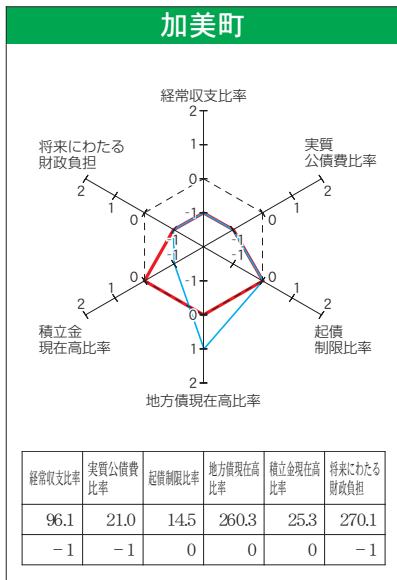
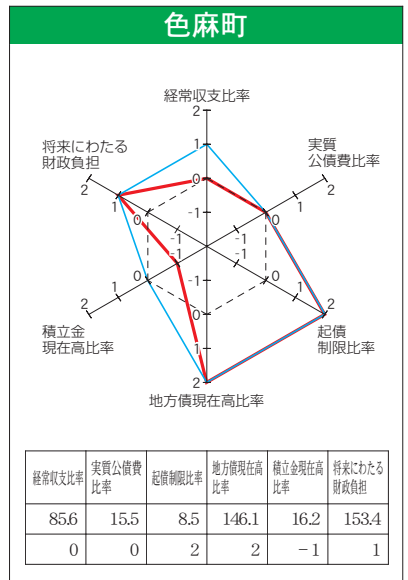
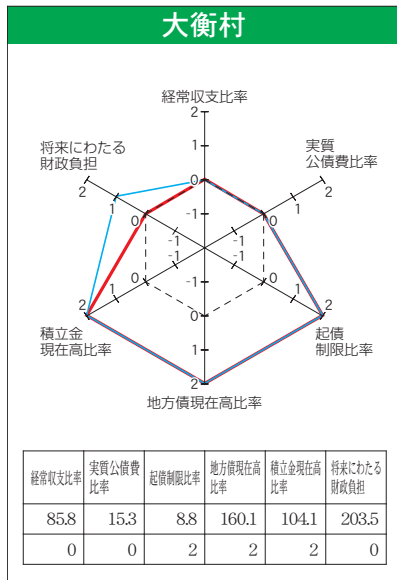
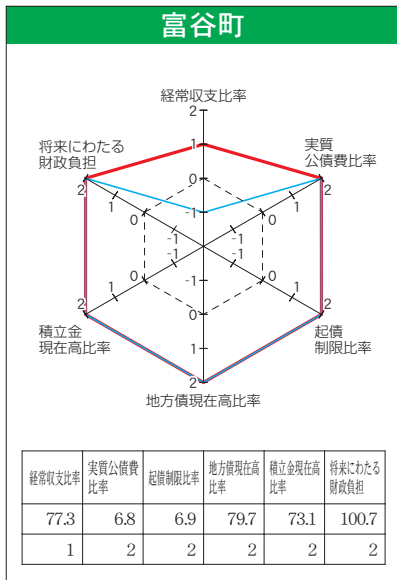
岩沼市



経常収支比率	実質公債費比率	起債制限比率	地方債現在高比率	積立金現在高比率	将来にわたる財政負担
93.9	15.4	8.2	119.3	65.7	129.1
-1	0	2	2	2	2







第3章 財政健全化法と地方公会計の整備

平成 18 年 6 月に北海道夕張市が地方財政再建促進特別措置法に基づく再建に向けて取り組むことを表明して以来、地方財政の状況が厳しさを増す中で地方公共団体の財政運営に対する関心は一層高まってきています。地方分権の推進により国の定める様々な基準に縛られずに地方の自主性を発揮できる余地が拡大してきているところですが、同時に、財政規律の確保について地方の自己責任が厳しく問われるようになりつつあるため、説明責任を果たすためのさまざまな取り組みが進められています。

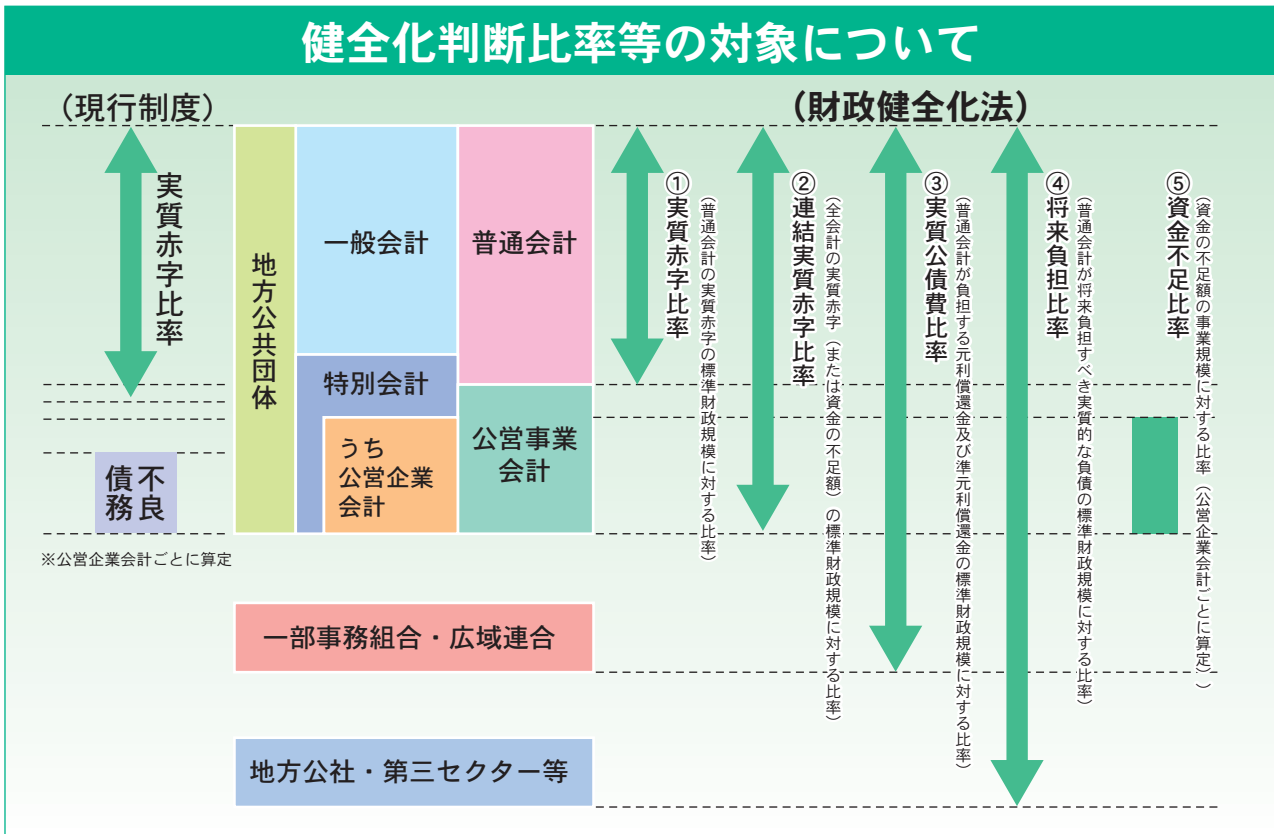
地方公共団体の財政の健全化に関する法律

このような中、平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、「財政健全化法」といいます。)が成立し、新しい財政指標の公表は平成 19 年度決算分から、財政健全化計画の策定等は平成 20 年度決算分から義務付けられることになりました。

財政健全化法では、「地方公共団体の財政の健全化に資する」という目的のために、財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることとされています(第 1 条)。

(1) 財政の健全性に関する比率の公表について

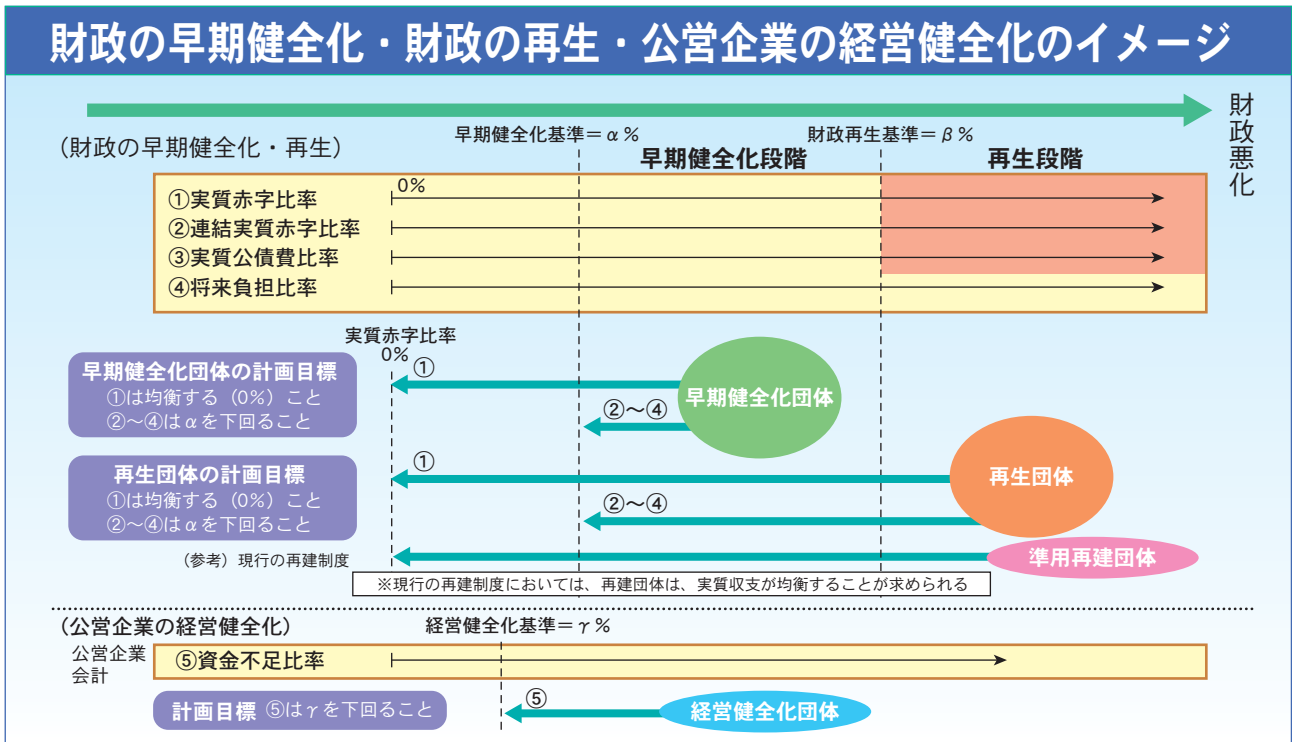
地方公共団体は、毎年度、以下の財政指標を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととされています(第 3 条)。健全化判断比率の概要とその対象は以下のとおりです。



(2) 財政の早期健全化等を図るための計画を策定する制度について

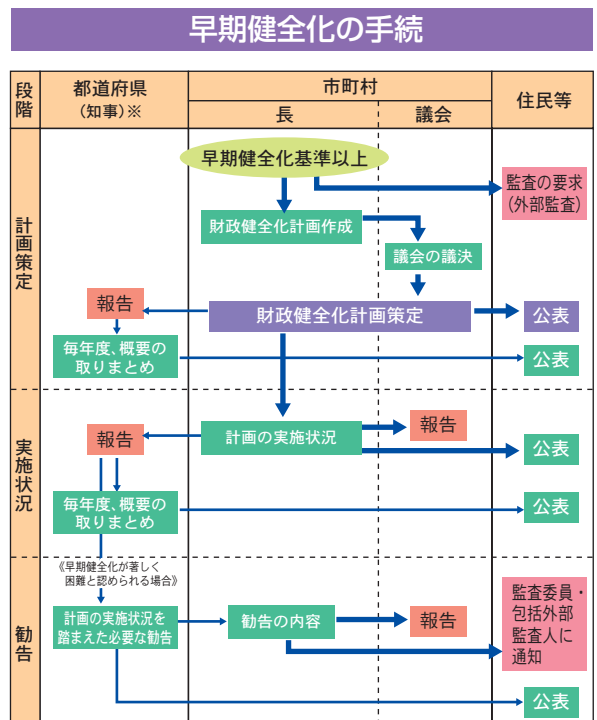
財政指標には、「早期健全化基準」と「財政再生基準」という2つの基準値が設けられています(それぞれの指標の算式と基準についてはP.34参照)。

地方公共団体は、下図の①～④のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、自主的な健全化を図るため財政健全化計画を、①～③のいずれかが財政再生基準以上の場合には、自主的な健全化は困難であるとして財政再生計画を定めなければなりません(第4条、第8条)。公営企業については、⑤が経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画を定めなければなりません(第23条)。



財政健全化計画の策定から公表、報告等の流れは右図のとおりとなっており、財政の早期健全化に向けて、住民や議会、外部監査人(公認会計士など)、都道府県知事の目が常に行き届くような仕組みになっています(経営健全化計画の策定・公表、報告等の流れもほぼ同じ)。

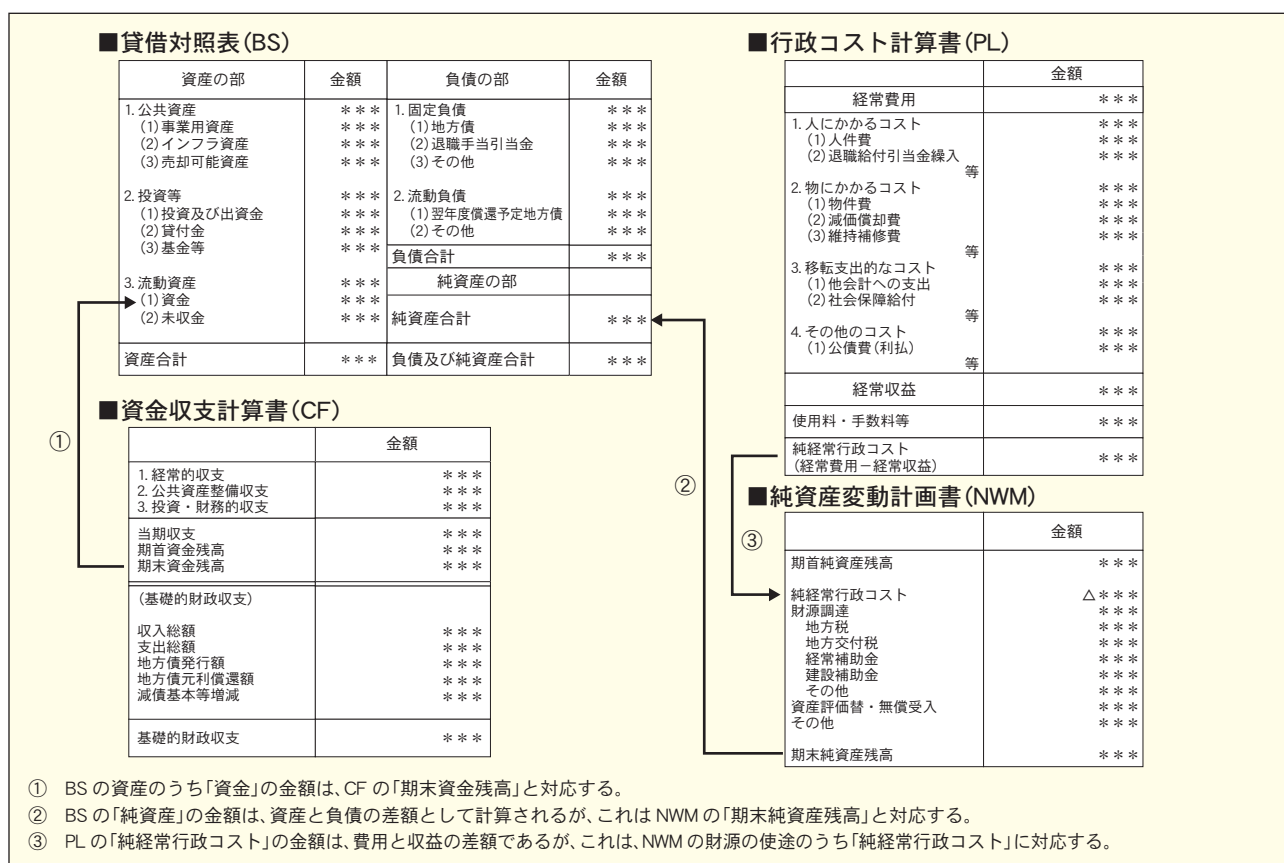
一方、財政再生団体に対しては国の関与が強くなっており、財政再生計画について総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き地方債の起債はできない(第11条)など、より強い制約が課せられています。ただし、同意を得た場合は、総務大臣の許可を受けて、再生振替特例債を起すことができることとなっており(第12条)、収支不足額を計画的に解消していく仕組みが設けられています。



地方公会計の整備

財政状況の公表、分析の一手法として、資産と負債の状況を総合的に把握するために、バランスシートなどの財務書類の作成に取り組む地方公共団体が数年前から増えてきています。最近では、地方公共団体の行財政改革の更なる推進に向け、これまでの会計では見えにくいコストを明示し、将来の住民負担も含めた情報開示を徹底すること、保有する資産・債務を正確に把握し、コスト分析や政策評価に活用することなどを目指して、より精緻な財務諸表を整備・開示することが必要とされてきています。

総務省が設置した「新地方公会計制度研究会」及び「新地方公会計制度実務研究会」では、財務諸表の整備方法について、企業会計実務をベースとした「基準モデル」と既存の決算統計情報を活用する「総務省方式改訂モデル」の2つのモデルが報告されました。両モデルとも、発生主義・複式簿記の考え方を取り入れ、地方独立行政法人、一部事務組合、地方三公社及び第三セクター等の関連団体等も含んだ連結ベースでの整備方法を掲示しています。



地方公共団体は、上図のとおり①貸借対照表、②行政コスト計算書、③資金収支計算書、④純資産変動計算書の4表と必要な注記や附属明細書の整備・開示が求められます(原則として、市は平成21年秋まで、町村は平成23年秋まで)。これらの財務情報が住民に幅広く理解されるためには、簡潔に要約された財務書類の作成と分かりやすい解説によって、積極的な情報開示に努めることが必要となります。積極的な情報開示を通じ、住民やその代表である議会のチェック機能が十分に発揮されることによって、地方公共団体の財政規律の強化や、自由で責任ある地域経営に役立つことが期待されます。

新しい財政指標(健全化判断比率)について

市町村の場合	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率	11.25～15% (標準財政規模に応じて)	20%
○連結実質赤字比率	16.25～20% (標準財政規模に応じて)	30% (3年間の経過措置有)
○実質公債費比率	25%	35%
○将来負担比率	350%	—
○資金不足比率(公営企業)	20%	—

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

(趣旨)一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○実質赤字＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(イ＋ロ)－(ハ＋ニ)}}{\text{標準財政規模}}$$

(趣旨)全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(元利償還金＋準元利償還金)－(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times \text{の3ヵ年平均}$$

(趣旨)一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(趣旨)一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{政令で定める資金の不足額}}{\text{政令で定める公営企業の事業規模}}$$

- ・資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
- ・事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額



環境に優しい大豆油インキを使用しています。

この冊子は1,100部作成し、一部当たりの印刷単価は347円です。

編集・発行 宮城県総務部市町村課
電話:022-211-2338
<http://www.pref.miyagi.jp/sichouson/>